

第三十八回 参議院内閣委員会會議録第三十号

昭和三十六年五月二十六日(金曜日)
午後二時八分開会

委員の異動

本日委員永岡光治君辞任につき、その補欠として松本治一郎君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 吉江 勝保君
理事 小幡 治和君
村山 道雄君
伊藤 顕道君
山本伊三郎君

委員

石原幹市郎君
上原 正吉君
大谷藤之助君
木村篤太郎君
堀見 俊二君
下村 定君
中野 文門君
一松 定吉君
鶴岡 哲夫君
松本治一郎君
大和 与一君
横川 正市君
田畑 金光君
高瀬莊太郎君

國務大臣

法務大臣 植木庚子郎君
國務大臣 小澤佐重喜君
國務大臣 西村 直己君

政府委員

行政管理庁長 山口 西君
政管理局長

防衛政務次官 白濱 仁吉君

防衛庁長 加藤 陽三君

防衛庁官房長 海原 治君

防衛庁教育局長 小幡 久男君

防衛庁人事局長 小野 裕君

防衛庁経理局長 木村 秀弘君

防衛庁装備局長 塚本 敏夫君

調達庁長官 丸山 信君

法務大臣官房司 津田 実君

法制調査部長 高瀬 待郎君

法務省入国 管理局長 森山 欽司君

郵政政務次官 森山 欽司君

事務局長 森山 欽司君

常任委員 杉田正三郎君

会専門員 曾山 克己君

郵政省郵 務局長 今校 信雄君

自治省行政 公務員課長

説明員

本日国会に付した案件

○防衛庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○国家行政組織法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○法務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(吉江勝保君) これより内閣委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。本日、永岡光治君が辞任をされ、松本治一郎君が選任されました。

○委員長(吉江勝保君) 防衛庁設置法の一部を改正する法律案及び自衛隊法の一部を改正する法律案、以上両案を一括して議題といたします。

去る五月二十三日の上原君の両案に対する質疑終局の動議の取り扱い、委員長に御一任願うこととして、質疑を続行いたします。

政府側出席の方は、西村防衛庁長官、加藤官房長、海原防衛局長、小幡教育局長、小野人事局長、木村経理局長、塚本装備局長、丸山調達庁長官でございます。

御質疑のおありの方は、順次御発言願います。

○山本伊三郎君 それでは最初に、きょうは一松委員は出ておられぬですね。実は、この二十三日の本委員会においてあやうな形になったのでござい

ますが、本日再開されました。この点まゝ各方面の方に非常に御努力いた

いて感謝いたします。あの打ち切り動議の出る前に、一松委員が、社会党の憲

法論議に対して一席ふたれた。何だかそれに関係があるやにあとで気づいた

のですが、その際、社会党の自衛権に

対する問題について、非常に論議され

たやうなことを言われておる。しか

も、防衛庁長官はそれに対して賛意を

表するやうな答弁をされております

が、この点を私まず最初に明らかにし

ておかなければいかないと思つてお

ります。一松委員がおられますればこ

の点は明らかにすると思つておるが、

明らかにすると思つておるが、一松先

生の御発言を求めたいのですが、その際に、

自衛権の考え方として正当防衛論を出

して、これは社会党と自民党とは平行

線であるから論議の余地がないとい

うな発言があったと思つて。われわれ

としては、そういう簡単なことで考え

ておられないのです。なるほど一松委員

は刑法の大家ですから、そういう意味

から正当防衛論を出されたと思ひま

す。われわれはそれよりも簡単に考へてお

らない。いなかにおける自民党の演説会

で言う場合であればそれでいいと思ひ

ますが、少なくとも、この権威ある立

法府において、しかも、当該委員会に

おいて、何だか社会党がそれに対して

いろいろ間違ひをしておるやうな発言

があったので、私は一松先生の論議を

いたしません。長官がそれに対して賛

意を表されましたので、この点につ

いて私は質問をしたい。これは御存じで

すが、刑法の三十六条に正当防衛とい

うものがある、これははっきりわれわ

れは理解できると思ふ。しかし、あの

刑法の総則にある正当防衛の規定とい

うのは前提があります。御存じのよう

に、正当防衛といつても、これは違法

行為であることは事実なんです。しか

し、正当といふことによつて、違法行

為の阻却原因によつて罰せざといふこ

となんです。そういうことから考へ

て、前提がある。その前提とは一体何

であるか、完全な正当防衛であるか、

あるいは過剰防衛であるか、あるいは

は別な侵害行為であるかという判定を

するいわゆる機関、すなわち判定機

関——裁判所といふものがなければそ

れは成立しない。それを直ちに国際間

の問題、国と国との間に正当防衛権

があるかのごときことを言われてお

る。これを長官が賛成されておるん

ですが、それはいわゆる似て非なるもの

であることを私は主張したい。御存じ

のように、国際問題における正当防衛

といつても、それを判定する機関が今

日権威ある完備したものがない。もち

ろん国連はそれを求めるために努力さ

れておることは事実なんです。現在国

連でも、いわゆる安全保障理事会なり

国際司法裁判所においてその機能をと

るべく努力はしておるけれども、現状

はそれはいかな。従つて、刑法にい

う個人間における正当防衛論をもつ

て、直ちに国際間における同様な正当

防衛論で、自衛権があるんだという論

に対しては、私は、これは間違つてお

るという考へを持っておる。それに対

して長官はこれに賛意を表されてお

ります。従つて、その点について明らか

にしてほしいのですが、しかし、私は、

は、なおもつと頭固な気持ちでものを

言います。なるほどそれとていつて、

正当防衛論にあらざるけれども、似た

ものがあることは事実です。これが国

連憲章の五十一條の、いわゆる個別

的、集团的、固有の自衛権といふもの

をうたつておるのです。一松委員も、

おそろくそれをさして言つたと思ひま

すけれども、何だかわれわれとしては

理解しがたい。あたかも社会党が無理

を言つておるやうに聞こえたので、私

はそれだけ言うのですが、しからば、

私はこれから質問です。

現在、防衛庁が自衛隊運営の基本的な考え方として——私は憲法理論を言いませんよ、憲法論を言わない。自衛隊の運営の基礎として、国連憲章の五十一條で許されておる固有の自衛権と、これを考慮しておるのかどうかという事をまず長官にお伺いしたい。

○國務大臣(西村直己君) まず最初の議論、ちょっと申し上げておきます。先般一松委員からお話がありました自衛権の基礎づけの理論がございまして、私も基本的に自衛権があることに、ついて賛成をいたしました。その自衛権を今度自衛力で運用していく、という事について賛意を表しました。その際、大体基本的においてということ、自衛権の存在というものを認めておきます。その事由づけにつきましては、いろいろ立場があろうと思ひます。學者としてもその意見があろうと思ひます。たとえば正当防衛、あるいはそれから非常に幅広く自衛権をおとすことになる、いすれにせよ、自衛権があるという事は、私は一松委員と変わらない、この意味で賛意を表したのであります。

それから自衛権は何から出ているか、これは一つの国際間におけるはつきりしたものとしては、もちろん国連憲章がそれを明らかにしている面もありましよう。かりに国連憲章がなくても、私は、国際の一つの慣行を含めた国際間の政治といたしましては、各国がそれぞれ自衛権を持っているという事は理解し得るのではないか、この意味で日本の憲法も自衛権を否定をしていない、こういうふうに私も政府として憲法の解釈をいたしておるの

であります。一松委員のおっしゃることは、一松委員の立場におきまして、あるいはそういうお考えのもとに根拠づけられて自衛権を御主張になったのじゃないか、こういうふうに理解をいたしておるのであります。

○山本伊三郎君 それでは聞きますが、今言われた国連憲章は、もちろんそれはあるが、いわゆる自衛権は固有の自衛権として判断しているのだ、いわゆるもつと具体的に言へば、戦時国際法の理念からきておるのだ、こういう意味だと思ふ。その点どうですか。

○國務大臣(西村直己君) 私は、もちろん法律學者でありませんが、表現は十分でないかもしれませんが、その点は御了解をいただきたいのでありますが、もちろん国際法にもあるいは出てくるかもしれませんが、他のよく規則にありますが、はつきりした概念は国連憲章に出ております。それから戦時法からという意味ではなくて、一般の国際法なり、あるいは国際政治の概念、あるいは一般の国際法の概念の中に、当然各国はそれぞれ自衛権を持っています、こういうふうに私は解釈します。それを憲法に当てはめ、憲法解釈を、政府といたしまして、憲法九條は自衛権を否定しているものではない、こういうふうにわれわれはとっているのではありません。

○山本伊三郎君 この自衛権の解釈については、日本の憲法は一応差しおきます、解釈論ですから。戦時国際法理論、あるいは普通の平和的な国際法理論からいって、自衛権にはそういういろいろあるわけじゃない、それを具体的に表わしているのは、国連憲章の五十一條が最も具体的に表わしていると思ふ。

う。従つて、それ以外に、これは憲法解釈は政府が有権的に解釈されているのだから、国際法學者であらうと、そういうことはわれわれ言つておらない、われわれしるうとんであります。私は、国の平和を求めのために今質問しているのではありませんから、政府が有権的に自衛権というものを今の憲法から導き出してあるのだ、それだから、それをどこに求めてやられておるのか、具体的に国連憲章の五十一條からきておるのか、今またちょっと触れられましたけれども、国際法理論からきておるのか、そういう点を聞いています。

○國務大臣(西村直己君) おそらく基本的には、私は国際政治概念から出てくるのじゃないかと思ひます。そうして、それを法理論的に言へば、一般国際法の法理論、あるいはまた一つの法理論としておられます。従つて、他は一つの具体的な事例になつておる、こういうふうに私は解釈をいたしております。

○山本伊三郎君 私は、これについては法理論の論争はいたしません。いすれにいたしまして、いわゆる戦時国際法理論から言ひましても、国連憲章から言ひましても、今の日本の政府が解釈する、今の日本の政府が解釈する、これは自衛権ではないのです、これは自衛隊の運営でこれから質問しようという事に影響があるのです。日本の自衛権の解釈は、これは間違つておれば間違つておるとおっしゃつて下さい。いわゆる領土、領空、領海の侵犯に限定される、それ以上の自衛権はない、こういう解釈でいっておられると思いますが、その点はいかがですか。

○政府委員(加藤陽三君) 自衛権の根拠等につきましては、いろいろ大臣からお話がございましたけれども、やはりこれは私も国際法例を含めまして、国際法上一般的に認められておるものと由来的にいへば自然法の理論にさかのほるかもしれません、しかし、自衛権の存在そのものについて、私は認められておるというふうに考えていいんじゃないかと思ひます。自衛権の基礎づけにつきましては、先般一松委員からお話をいたしました。自衛権の基礎づけの理論がございまして、私も基本的に自衛権があることに、ついて賛成をいたしました。その自衛権を今度自衛力で運用していく、という事について賛意を表しました。その際、大体基本的においてということ、自衛権の存在というものを認めておきます。その事由づけにつきましては、いろいろ立場があろうと思ひます。學者としてもその意見があろうと思ひます。たとえば正当防衛、あるいはそれから非常に幅広く自衛権をおとすことになる、いすれにせよ、自衛権があるという事は、私は一松委員と変わらない、この意味で賛意を表したのであります。

○山本伊三郎君 いよいよ私の質問の核心がわかつてきたやうですが、そこ、他国の領土に及ばない、領海、領空、まあ領土はもちろんのことで、公海の場合はどういうお考えですか、公海の場合。

○政府委員(加藤陽三君) 今の私の言葉に誤りがございまして、領海でなしに、公海を言つたつもりでございませう。

○山本伊三郎君 公海といへば、相手の国のいわゆる領海は含まれておりません、すなわち、ちよつとそれを。

○政府委員(加藤陽三君) この点につきましては、なかなかむづかしい問題があります。これは御承知かと思ひます。と申しますのは、兵器の発達によりまして、直接に公海等から攻撃を受けるおそれがあるという場合には、先ほど申し上げました自衛権の概念に基づきまして、それをたたく意味において、必要限度の実力の行使は許されると思ひます。他国の領土の問題につきましては、これもまた衆議院の内閣委員会、参議院の内閣委員会でも問題になりましたが、一体、外国の基地から直接に日本に攻撃を加えられた場合に、日本は座して死滅を待つのかどうかという問題につきましては、政府としても一応の御答弁はしておるわけがあります。

○山本伊三郎君 今言われた政府の答弁というのとはどういふ答弁ですか、もう一ぺん聞かして下さい。私は調べるのに時間的に節約のために。

○政府委員(加藤陽三君) これはたびたび答弁をしておられるのでございませうが、昭和三十一年の二月二十九日の衆議院の内閣委員会におきまして、当時の船田長官の答弁は、こういうことでございませう。わが国に対して急迫不正の侵害が行なわれ、その侵害の手段として、わが領土に對し、誘導弾等による攻撃が行なわれた場合、座して死滅を待つべしというのが憲法の趣旨とすると、ところだといふふうにはどうも考えられないと思ひます。そういう場合には、そのような攻撃を防ぐのに、万やむを得ない必要最小限度の措置をとること、たとえば誘導弾等による攻撃を防禦するの、他に手段がないと認められる限り、誘導弾等の基地をたたくこ

う。従つて、それ以外に、これは憲法解釈は政府が有権的に解釈されているのだから、国際法學者であらうと、そういうことはわれわれ言つておらない、われわれしるうとんであります。私は、国の平和を求めのために今質問しているのではありませんから、政府が有権的に自衛権というものを今の憲法から導き出してあるのだ、それだから、それをどこに求めてやられておるのか、具体的に国連憲章の五十一條からきておるのか、今またちょっと触れられましたけれども、国際法理論からきておるのか、そういう点を聞いています。

○國務大臣(西村直己君) おそらく基本的には、私は国際政治概念から出てくるのじゃないかと思ひます。そうして、それを法理論的に言へば、一般国際法の法理論、あるいはまた一つの法理論としておられます。従つて、他は一つの具体的な事例になつておる、こういうふうに私は解釈をいたしております。

○山本伊三郎君 私は、これについては法理論の論争はいたしません。いすれにいたしまして、いわゆる戦時国際法理論から言ひましても、国連憲章から言ひましても、今の日本の政府が解釈する、今の日本の政府が解釈する、これは自衛権ではないのです、これは自衛隊の運営でこれから質問しようという事に影響があるのです。日本の自衛権の解釈は、これは間違つておれば間違つておるとおっしゃつて下さい。いわゆる領土、領空、領海の侵犯に限定される、それ以上の自衛権はない、こういう解釈でいっておられると思いますが、その点はいかがですか。

○政府委員(加藤陽三君) 自衛権の根拠等につきましては、いろいろ大臣からお話がございましたけれども、やはりこれは私も国際法例を含めまして、国際法上一般的に認められておるものと由来的にいへば自然法の理論にさかのほるかもしれません、しかし、自衛権の存在そのものについて、私は認められておるというふうに考えていいんじゃないかと思ひます。自衛権の基礎づけにつきましては、先般一松委員からお話をいたしました。自衛権の基礎づけの理論がございまして、私も基本的に自衛権があることに、ついて賛成をいたしました。その自衛権を今度自衛力で運用していく、という事について賛意を表しました。その際、大体基本的においてということ、自衛権の存在というものを認めておきます。その事由づけにつきましては、いろいろ立場があろうと思ひます。學者としてもその意見があろうと思ひます。たとえば正当防衛、あるいはそれから非常に幅広く自衛権をおとすことになる、いすれにせよ、自衛権があるという事は、私は一松委員と変わらない、この意味で賛意を表したのであります。

○国務大臣(西村直己君) 第五条は、御存じの通り、「各締約国は、日本国の施政の下にある領域における、いずれか一方に対する武力攻撃が」と、こうなっております。その場合において自国の平和及び安全を危うくすることを認め、それに憲法上の手続あるいは規定に従って、こういふふうにしはられております。従って、日本は海外に出ていくわけではないし、従って、アメリカはアメリカなりの一つの作戦の司令部を持って、自力で万が一これが発動される場合には動くであります。言いかえれば、アメリカの飛行機に日本の兵隊が乗るといふことは、一応今は考えていないわけでありまして、アメリカはアメリカなりに、この趣旨に従って行動する、日本は日本の自衛隊の趣旨に従って、憲法その他の手続に従って書いてあります。趣旨に従って行動する、こういうことであります。

○山本伊三郎君 私、安保条約が現在政府がとる自衛隊運営の限界だといふことで質問しておる。それを西村長官は、そういふものも固有の自衛権としてやれるのだといふことは、何らかそこにはつきりしたものでないか、少なくとも、今の日米新安保条約が十年間の効果がある以上は、その条約の有効期間は、これによって自衛隊を現実に運営するのだ、条約が変われば別ですよ。それを私尋ねておる。その点どうなんですか。

○政府委員(加藤陽三君) 日米安保条約の発動の要件といたしましては、第五条に書いてあります通りです。わが国の領域に対する武力攻撃のあった場合に発動する。その後のことは安保条約そのものの中には具体的にないわけでありまして。私もといたしましては、自衛隊の運営に對しましては、これも前から申し上げておるところでございますが、それぞれの部隊に對しては、任務を与えておられます。陸上自衛隊に對しましては、上着陸という侵略の形があった場合に、これに對してこれを防ぐと同時に、国内の治安維持にも協力をするのだという任務を陸上自衛隊には与えておるわけです。海上自衛隊に對しましては、まず海峡、港灣の防備、それから哨戒でございますが、日本の領域の近くに侵略するやうなものがあるやうな場合に、これを哨戒するといふこと、それから機雷の掃

海、それから内港と申しますか、日本の国土内における海上輸送及び外国からの海上輸送の護衛といふやうなことを海上自衛隊の任務として与えておられます。航空自衛隊に對しましては、わが領空に對する侵略を防ぐという任務を与えて、こういふ方針で自衛隊の整備をしてきておるわけでございます。

○山本伊三郎君 今、加藤官房長が言われたのは、平時における任務として分担されておることですか、あるいはこの防衛出動、いわゆる日本の領土あるいは領空の侵害、武力の侵害があった場合に對する任務ですか。

○政府委員(加藤陽三君) 今申し上げましたことは、いずれも有事の場合でございます。で、それに備えて平時から整備をし、訓練をしておるというところでございます。

○山本伊三郎君 私、つくりこく聞くといふのは、そういうあなたの言葉でいうと有事、有事という場合には、平穏な、冷静な状態というものは変わってくるのです。長官はきわめて冷静な人ですから、どうあつてもそういうこととはならないと思うのですが、やはり国民の世論、感情も変わってくる。そういう場合には、それはつきりした限界といふものがなければ、不測の逆の災いがあるから私はつきり言っておるのですが、従って、今まで国会で答弁された一番広いやつは、先ほど言われたように、敵国の――まあ敵国といふことは今どうかと思いますが、一応敵国の航空基地からミサイル、誘導弾等で日本を攻撃した場合に、その基地をたたくことができる、こういふ範囲を出ないのです。日本兵が、陸上自衛

隊の、あるいは海上自衛隊でもいいですが、向こうのそういう基地まで上陸するといふか、そこまで行くといふ解釈は全然しておられないのです。ね。

○国務大臣(西村直己君) 有事の際の御心配はごもっともでございますが、私もそれはつきり言つては、敵基地を万やむを得ない場合にたたくといふことは出てくる、自衛隊そのものを証明されますから。ただ、実際の運用としてのお話でありますから申し上げますが、それは領空、領域の侵犯があつた場合に、日米共同の指導があるわけでありまして。その場合でも、根本において指揮系統は、日本のものは日本で、それからアメリカのものはアメリカの方で、という考え方になっております。従って、日本のいわゆる自衛隊員がアメリカの艦船に乗つて、あるいはその他に乗つて基地をたたくといふ形は、もちろん海外派兵の概念に抵触しますから、ない。いま一つは、共同防衛と申しますか、集団安全保障体制に入つていくことも、実はそういう意味から、わが国が座して備えなければならぬやうな状態のときに、他方法がなければ別ですが、他に方法というものがそこに出てくる。すなわち、集団安全保障体制といふのを結んで、それを平時には抑制力、いざという、わが国の自衛が破れるという状態には戦闘力となつて現れることを期待し、また、その意味で安全保障条約といふものを結んでいく趣旨であります。

○山本伊三郎君 将来いろいろと変遷していくと思いますが、いろいろ極東の情勢も、必ずしも波静かだとは言えないのです。今、長官がそういうことを言われますが、いわゆるそういうときになると、憲法の解釈がどうだかというところで、私は、再びまた日本の自衛隊が、自衛隊員が、いわゆる他国の要請によつてそういうところに派遣されていくのじゃないかといふ、実はきわめて不安がある。それを今長官が憲法ではそういうことを許されておると言ふが、私は、憲法に許されておると言ふが、私は、先ほどの、その当時の船田防衛庁長官が言つたその範圍のものだと理解しているのは、相手國へ上陸もできるのだといふ憲法の解釈だといふのです。その点はつきり一つ。

○国務大臣(西村直己君) これは誤解があつてはいけませんので、もう一度申し上げますが、私自身の論旨は、船田長官の答弁と同じとお受け取りいただきたい。理論上、どうしてもわが国の自衛権そのものが抹殺されるのに、じつとそれじゃおまえは死ぬのかといふことは、理論上はあり得ない。しかし、實際上の運営は、そういうことはもちろんわれわれは考えておりませんし、平時の自衛力の増強のもとにおきまして、そういう力のある攻撃武器をわが自衛隊が備えようとはしてないのではありません。言いかえれば、中距離、長距離の弾道弾ミサイルを備えつけようといつたしておりません。先生の御承知の通り、有事の際、あるいは有事が近づくと段階においてこそ、現在のほんとうの意味のシヴィル・コントロールがしつかり立たなければならぬ。これは憲法の問題以上に、政治の問題だと思ひます。政治の姿勢が十分

が沈められても、それを漫然と見過ごすか、これはやはり領土の延長であります。自衛をしなければなりません。こういうことは当然だと私は思うのであります。安保条約以前の問題でございますが、自衛権は。

○山本伊三郎君 私は、安保条約が現在政府がとる自衛隊運営の限界だといふことで質問しておる。それを西村長官は、そういふものも固有の自衛権としてやれるのだといふことは、何らかそこにはつきりしたものでないか、少なくとも、今の日米新安保条約が十年間の効果がある以上は、その条約の有効期間は、これによって自衛隊を現実に運営するのだ、条約が変われば別ですよ。それを私尋ねておる。その点どうなんですか。

○政府委員(加藤陽三君) 日米安保条約の発動の要件といたしましては、第五条に書いてあります通りです。わが国の領域に対する武力攻撃のあった場合に発動する。その後のことは安保条約そのものの中には具体的にないわけでありまして。私もといたしましては、自衛隊の運営に對しましては、これも前から申し上げておるところでございますが、それぞれの部隊に對しては、任務を与えておられます。陸上自衛隊に對しましては、上着陸という侵略の形があった場合に、これに對してこれを防ぐと同時に、国内の治安維持にも協力をするのだという任務を陸上自衛隊には与えておるわけです。海上自衛隊に對しましては、まず海峡、港灣の防備、それから哨戒でございますが、日本の領域の近くに侵略するやうなものがあるやうな場合に、これを哨戒するといふこと、それから機雷の掃

海、それから内港と申しますか、日本の国土内における海上輸送及び外国からの海上輸送の護衛といふやうなことを海上自衛隊の任務として与えておられます。航空自衛隊に對しましては、わが領空に對する侵略を防ぐという任務を与えて、こういふ方針で自衛隊の整備をしてきておるわけでございます。

○山本伊三郎君 今、加藤官房長が言われたのは、平時における任務として分担されておることですか、あるいはこの防衛出動、いわゆる日本の領土あるいは領空の侵害、武力の侵害があつた場合に對する任務ですか。

○政府委員(加藤陽三君) 今申し上げましたことは、いずれも有事の場合でございます。で、それに備えて平時から整備をし、訓練をしておるというところでございます。

○山本伊三郎君 そうすると、私、時間がたつたにいろいろ解釈上変わつてくる。解釈上というか、その自衛権の解釈から、ひいては自衛隊の運営にいろいろと変わつてくるやうな気がしてしようがないのです。これははっきり言えます。今の日米新安保条約は、今言われた日本の施政権の及ぶ範圍に對して武力攻撃を受けたといふことは、私が冒頭に申し上げました領土、領空、領海を意味しておるかといふことを最初に言つておる。それに限定されます。

○国務大臣(西村直己君) この安保条約も「領域」と書いてあるのはそりだと思ひます。ただし、国の自衛権の、じゃ日本の近接した公海において日本の船

が沈められても、それを漫然と見過ごすか、これはやはり領土の延長であります。自衛をしなければなりません。こういうことは当然だと私は思うのであります。安保条約以前の問題でございますが、自衛権は。

○山本伊三郎君 私は、安保条約が現在政府がとる自衛隊運営の限界だといふことで質問しておる。それを西村長官は、そういふものも固有の自衛権としてやれるのだといふことは、何らかそこにはつきりしたものでないか、少なくとも、今の日米新安保条約が十年間の効果がある以上は、その条約の有効期間は、これによって自衛隊を現実に運営するのだ、条約が変われば別ですよ。それを私尋ねておる。その点どうなんですか。

○政府委員(加藤陽三君) 日米安保条約の発動の要件といたしましては、第五条に書いてあります通りです。わが国の領域に対する武力攻撃のあった場合に発動する。その後のことは安保条約そのものの中には具体的にないわけでありまして。私もといたしましては、自衛隊の運営に對しましては、これも前から申し上げておるところでございますが、それぞれの部隊に對しては、任務を与えておられます。陸上自衛隊に對しましては、上着陸という侵略の形があった場合に、これに對してこれを防ぐと同時に、国内の治安維持にも協力をするのだという任務を陸上自衛隊には与えておるわけです。海上自衛隊に對しましては、まず海峡、港灣の防備、それから哨戒でございますが、日本の領域の近くに侵略するやうなものがあるやうな場合に、これを哨戒するといふこと、それから機雷の掃

海、それから内港と申しますか、日本の国土内における海上輸送及び外国からの海上輸送の護衛といふやうなことを海上自衛隊の任務として与えておられます。航空自衛隊に對しましては、わが領空に對する侵略を防ぐという任務を与えて、こういふ方針で自衛隊の整備をしてきておるわけでございます。

○山本伊三郎君 今、加藤官房長が言われたのは、平時における任務として分担されておることですか、あるいはこの防衛出動、いわゆる日本の領土あるいは領空の侵害、武力の侵害があつた場合に對する任務ですか。

○政府委員(加藤陽三君) 今申し上げましたことは、いずれも有事の場合でございます。で、それに備えて平時から整備をし、訓練をしておるというところでございます。

○山本伊三郎君 私、つくりこく聞くといふのは、そういうあなたの言葉でいうと有事、有事という場合には、平穏な、冷静な状態というものは変わってくるのです。長官はきわめて冷静な人ですから、どうあつてもそういうこととはならないと思うのですが、やはり国民の世論、感情も変わってくる。そういう場合には、それはつきりした限界といふものがなければ、不測の逆の災いがあるから私はつきり言っておるのですが、従って、今まで国会で答弁された一番広いやつは、先ほど言われたように、敵国の――まあ敵国といふことは今どうかと思いますが、一応敵国の航空基地からミサイル、誘導弾等で日本を攻撃した場合に、その基地をたたくことができる、こういふ範囲を出ないのです。日本兵が、陸上自衛

隊の、あるいは海上自衛隊でもいいですが、向こうのそういう基地まで上陸するといふか、そこまで行くといふ解釈は全然しておられないのです。ね。

○国務大臣(西村直己君) 有事の際の御心配はごもっともでございますが、私もそれはつきり言つては、敵基地を万やむを得ない場合にたたくといふことは出てくる、自衛隊そのものを証明されますから。ただ、実際の運用としてのお話でありますから申し上げますが、それは領空、領域の侵犯があつた場合に、日米共同の指導があるわけでありまして。その場合でも、根本において指揮系統は、日本のものは日本で、それからアメリカのものはアメリカの方で、という考え方になっております。従って、日本のいわゆる自衛隊員がアメリカの艦船に乗つて、あるいはその他に乗つて基地をたたくといふ形は、もちろん海外派兵の概念に抵触しますから、ない。いま一つは、共同防衛と申しますか、集団安全保障体制に入つていくことも、実はそういう意味から、わが国が座して備えなければならぬやうな状態のときに、他方法がなければ別ですが、他に方法というものがそこに出てくる。すなわち、集団安全保障体制といふのを結んで、それを平時には抑制力、いざという、わが国の自衛が破れるという状態には戦闘力となつて現れることを期待し、また、その意味で安全保障条約といふものを結んでいく趣旨であります。

○山本伊三郎君 将来いろいろと変遷していくと思いますが、いろいろ極東の情勢も、必ずしも波静かだとは言えないのです。今、長官がそういうことを言われますが、いわゆるそういうときになると、憲法の解釈がどうだかというところで、私は、再びまた日本の自衛隊が、自衛隊員が、いわゆる他国の要請によつてそういうところに派遣されていくのじゃないかといふ、実はきわめて不安がある。それを今長官が憲法ではそういうことを許されておると言ふが、私は、憲法に許されておると言ふが、私は、先ほどの、その当時の船田防衛庁長官が言つたその範圍のものだと理解しているのは、相手國へ上陸もできるのだといふ憲法の解釈だといふのです。その点はつきり一つ。

○国務大臣(西村直己君) これは誤解があつてはいけませんので、もう一度申し上げますが、私自身の論旨は、船田長官の答弁と同じとお受け取りいただきたい。理論上、どうしてもわが国の自衛権そのものが抹殺されるのに、じつとそれじゃおまえは死ぬのかといふことは、理論上はあり得ない。しかし、實際上の運営は、そういうことはもちろんわれわれは考えておりませんし、平時の自衛力の増強のもとにおきまして、そういう力のある攻撃武器をわが自衛隊が備えようとはしてないのではありません。言いかえれば、中距離、長距離の弾道弾ミサイルを備えつけようといつたしておりません。先生の御承知の通り、有事の際、あるいは有事が近づくと段階においてこそ、現在のほんとうの意味のシヴィル・コントロールがしつかり立たなければならぬ。これは憲法の問題以上に、政治の問題だと思ひます。政治の姿勢が十分

が沈められても、それを漫然と見過ごすか、これはやはり領土の延長であります。自衛をしなければなりません。こういうことは当然だと私は思うのであります。安保条約以前の問題でございますが、自衛権は。

○山本伊三郎君 私は、安保条約が現在政府がとる自衛隊運営の限界だといふことで質問しておる。それを西村長官は、そういふものも固有の自衛権としてやれるのだといふことは、何らかそこにはつきりしたものでないか、少なくとも、今の日米新安保条約が十年間の効果がある以上は、その条約の有効期間は、これによって自衛隊を現実に運営するのだ、条約が変われば別ですよ。それを私尋ねておる。その点どうなんですか。

○政府委員(加藤陽三君) 日米安保条約の発動の要件といたしましては、第五条に書いてあります通りです。わが国の領域に対する武力攻撃のあった場合に発動する。その後のことは安保条約そのものの中には具体的にないわけでありまして。私もといたしましては、自衛隊の運営に對しましては、これも前から申し上げておるところでございますが、それぞれの部隊に對しては、任務を与えておられます。陸上自衛隊に對しましては、上着陸という侵略の形があった場合に、これに對してこれを防ぐと同時に、国内の治安維持にも協力をするのだという任務を陸上自衛隊には与えておるわけです。海上自衛隊に對しましては、まず海峡、港灣の防備、それから哨戒でございますが、日本の領域の近くに侵略するやうなものがあるやうな場合に、これを哨戒するといふこと、それから機雷の掃

海、それから内港と申しますか、日本の国土内における海上輸送及び外国からの海上輸送の護衛といふやうなことを海上自衛隊の任務として与えておられます。航空自衛隊に對しましては、わが領空に對する侵略を防ぐという任務を与えて、こういふ方針で自衛隊の整備をしてきておるわけでございます。

○山本伊三郎君 今、加藤官房長が言われたのは、平時における任務として分担されておることですか、あるいはこの防衛出動、いわゆる日本の領土あるいは領空の侵害、武力の侵害があつた場合に對する任務ですか。

○政府委員(加藤陽三君) 今申し上げましたことは、いずれも有事の場合でございます。で、それに備えて平時から整備をし、訓練をしておるというところでございます。

○山本伊三郎君 私、つくりこく聞くといふのは、そういうあなたの言葉でいうと有事、有事という場合には、平穏な、冷静な状態というものは変わってくるのです。長官はきわめて冷静な人ですから、どうあつてもそういうこととはならないと思うのですが、やはり国民の世論、感情も変わってくる。そういう場合には、それはつきりした限界といふものがなければ、不測の逆の災いがあるから私はつきり言っておるのですが、従って、今まで国会で答弁された一番広いやつは、先ほど言われたように、敵国の――まあ敵国といふことは今どうかと思いますが、一応敵国の航空基地からミサイル、誘導弾等で日本を攻撃した場合に、その基地をたたくことができる、こういふ範囲を出ないのです。日本兵が、陸上自衛

慎重に、かつ冷静に、しかも、国民全
体のしあわせ、平和のためにどう動か
すかという政治の問題になつてくるの
じゃないか、単に法理論以上の問題の
ような受け取り方をいたしておるの
であります。

○山本伊三郎君 まだ実はあいまいな
ことがあるのですが、私は冒頭、若干
一松委員の話を書いて言つたんです
が、固有の自衛権ということから解
すると、これは今言つた相手の基地だ
けをたたくという限定的な解釈は実
出てこない。ただ日本の憲法がある
ということから、いわゆる現に国際法
からいう自衛権というものを限定して政
府が言つておるといふこと以外にと
れない。そういうことは日本の政府が
考へておるが、これは国際的な問題で
すから、外国の方ではそういうことを
どこの国でも侵略といわれない。自衛軍
なり国防軍といふことなら、国を守る
軍隊であることはもちろんなんです
よ。ところが、自衛権とか国防権とか
いうけれども、現実の自衛権といふも
のは、そういう限定されたものでは世
界各国は考へておらない。ただ、日本
憲法がああいう生成過程でできたもの
だから、それを解釈するから、そこで
限定しようといふことになるのです。

先ほど私が、諸外国でそういう限定的
な解釈をしているその諸外国の憲法
なり法律なり、実際やつてるところ
がありまして、それとつたのですが、わ
かりましたか。

○政府委員(加藤陽三君) この点、先
ほど申し上げました通り、ただいま答
弁する用意がございせんけれども、
おそろく各国の憲法でも、国の防衛と
か自衛といふことを書いておると思

ます。おっしゃる意味は、防衛とか自
衛とかいふことは、どの程度までのこ
とを考へておるのかといふことだろう
と思ひます。これはやはり各国政府に
おきまして、議會等の答弁等を見ませ
んと、憲法とか法規そのものには私は
出ておらないのじゃないかといふふう
に思ひます。それぞれ各国の憲法の規
定に従ひ、それぞれの国情に應じまし
て、国の置かれてゐる地位、状況とい
うことから具体的な問題となつては考
へてくるのじゃないか。法律その他の
形におきましては、抽象的な規定じゃ
ないかといふふうに思ひます。

○山本伊三郎君 加藤さん、それは私
はそれ以上追及はいたしません、自衛
権といふことではいろいろ問題になつ
ていますが、實際問題ですよ。これは
歴史を問はず、自衛権といふ言葉は、
自分を守るということになつておるの
ですよ。自分を守るといふことは、都
屋の中に入つてきたハエをたたき落
しても、そのハエの巣を全然無関心に
おつては、これはもう絶えないので
す。これは固有的な自衛権の概念とい
うものはつきりしてゐるのです。こ
れは皆さん方が、日本の憲法がああ
いう憲法だから、それを限定して解釈
しておるにすぎないと私は考へてお
る。だからそれでよろしい。よろしい
のだが、それ以上主張するといふこと
は、今の憲法がある以上は、絶対やり
ません。これだけを聞いておきま

○国務大臣(西村直己君) 私どもは運
用上から考へましても、今御存じの通
り、自衛隊が、實際問題として海外に
派兵するそれだけの能力もありませ
ん。これはもうつきりおわかりに

なつてゐると思ひます。また、他国の
基地をたたくだけの攻撃武器を持つて
ゐるわけでもありません。これは運用
上の問題であります。また、今後も、
われわれは他国を制約するような意味
の武器を備へようといふ考へはないわ
けであります。あくまでも事柄は自衛
でございませう。ことにこの自衛とい
ふ言葉は、とり方によつては、確かに他
国を滅ぼしても自分の国を守るという
エゴイステックな考へ方まで拡張す
れば、これは自衛といふ言葉も言えま
しょう。あるいはまた、わが国のよう
に海外に派兵しない、確かに設例のよ
うに、これはハエが室内に入つてくれ
ば追ひなればならぬが、隣の家
まで出て行つて、ハエの発生する巢の
部分までたたくだけの能力ではない
し、われわれはそこまでの考へはない
といふことであります。

○山本伊三郎君 きつめて常識的に答
弁されますが、私の質問の要旨はわか
らないですか。僕は、その点を答弁で
うまくのがれておられるかどうか知り
ませんが、この自衛の概念といふもの
は、これは昔から正当な戦争といふ表
現でしてゐるのです。その場合に
は侵害が持続的であること、戦争が損
害回復のための唯一の手段であるこ
と、外国の憲法によつて生ずる損害
が、戦争のもたらす損害よりも大と判
断するときといふときには、この場合
には正当な戦争として自衛権は認めら
れておる。その場合の自衛権といふの
は、今言われた領海、領土、領空を少
し拡大されておられますが、相手国のそ
ういふ誘導弾基地をたたくといふこと
には限定をされておらない。そこで私
は冒頭に、国連の五十一條のそれに

よつてやられてゐるのかどうかといふ
ことから出発したのですけれども、そ
の点がいまいでならないので、私は
そういう論争をしておつても、これは
もう法理学者の論争ではないから、私
は先ほど質問したように、その点をず
ばり答へてもらつたらいい。日本の憲
法が現在存在する以上は、先ほど言わ
れた敵基地、日本の侵害を継続的にや
る基地をたたくといふこの限度以上に
はゆけないのだ、こういうことを言
ふかどうか。何か回りくどいことを言
われたが、ゆけるならゆける、そうい
う点それだけつきりして下さい。

○国務大臣(西村直己君) 船田長官時
代から政府が一貫して答弁しておりま
すのも、だから他に方法がない、そう
して座して死を待つといふことまでい
くならば、自衛権そのものを自分で否
定するのではないか。だからその限度
においては、理論的には敵基地をた
く理論は出てくるけれども、運用の問
題として、政治の問題として、憲法論
は別としてお聞きになる以上は、われ
われは現在の自衛隊にはそういう能力
をつけるつもりもないし、現在その能
力もないし、従つて、万一そういうよ
うな場合が起こつたときには、集団安
全保障体制によるところの抑制力なり
戦力力で補つて参る、こういう御説明
を申し上げたのであります。

○山本伊三郎君 ちょっと長官、私
は、敵国のミサイル基地とか、そうい
うものをたたく解釈がいいとか悪いと
かは言つていないのです。今聞いてい
ると、そういうことも今の能力ではや
れない、能力が出てくるとそれをやる
のだと、こういうことになるのです
ね、能力が出てきたらこれはやるのだ

と。そこで、私が言つてゐるのは、ど
ういふ能力が日本の自衛隊にできて
も、最高限度の自衛権の範囲といふの
は、かつて船田氏が言われた、敵のい
わゆる航空基地はたたくことができる
が、それ以上には発展しないのかどう
かといふことを私は聞いてゐるので
す。その点が理解できないのです。

○国務大臣(西村直己君) 私どもは、
ですから憲法の解釈と、それから實際
の政治方針、言いかえれば運用、これ
を分けて御説明してゐるわけです。憲
法の解釈として、とことんまでそれ
は他の基地をも全然たたくないとい
ふのじゃないので、座して死するよう
な、自衛権そのものを否定するよう
な、万やむを得ない場合には、理論的
にはそういうことは憲法上不可能では
ないのであります。自衛権といふもの
を認める以上は、しかし、われわれと
しては、かりにそういう理論を追い詰
めていつてやつたにしても、實際の政
治として、他国に脅威をすでに与え
るような武器そのものは、現在自衛隊は
攻撃的脅威を与えるようなものを持
たないし、また、そういう運用もしませ
ん。その足りない部分は、主として安
全保障体制でいく、こういう方針を
とつてゐるのです。

○山本伊三郎君 後段のあなたの言
われることはそれはわかるのです。し
かし、私の言つてゐるのは皆様方が、政
府が考へる最高限度の自衛権といふも
のはどの範囲かといふことを一応聞
きたいのです。今のところは船田氏
が言つたところが一番広いのです。ど
こが一番狭いかといふことを聞いて

○国務大臣(西村直己君) それは先ほどから申し上げているように、当時の船田長官が答弁された通りでありまして、また、私が繰り返して申し上げるのが限度だと思ひます。

○山本伊三郎君 これは池田総理がおられないが、自民党の委員の諸君もおられますが、これはこの範圍は現在——現在でなしに、これが憲法の解釈である、こういう断定をしていいのです。

○国務大臣(西村直己君) それはその通りであります。

○山本伊三郎君 その問題は憲法論争をやるわけではなかったので、それだけ明らかにされれば、きょうは一応その問題は終わります。

それでは次に、その上に立つて、今度の自衛隊法の改正の内容から、今の問題について関連をして質問してみたいと思ひます。陸上、航空については、この前に伊藤委員から詳細にミサイル問題について触れましたが、私は、海上自衛隊、あるいは陸上自衛隊について一つ質問したい。今度のこの改正の内容を見ますと、自衛艦隊の中で、護衛艦隊が一つですか、ふえておるのですが、その内容はどのような形にふえておるか。たとえば第一護衛艦隊、第二護衛艦隊、第三護衛艦隊、その内容と任務を一つお聞かせ願ひたい。

○政府委員(海原治君) 今、先生のおっしゃいましたように、護衛艦隊の一隊がふえております。これは第一次防衛力整備計画に基づきまして、古い船の代艦を逐次建造して参つてきておるわけでありまして、これらが進行いたしますに伴ひまして、かつ乗員の教育

訓練養成というものの進捗が進むにつれて、新しく一つの群を編成することが可能となりますために、新しく護衛艦隊を作つたわけでございまして、御参考までに申し上げますと、護衛艦隊で編成しております第一護衛艦隊は、これは私どもDと言つておりますが、いわゆる昔の駆逐艦隊でありまして、それから第二護衛艦隊はやはりDDを六隻と、やや軽い駆逐艦程度を三隻、第三護衛艦隊はアメリカから借りておりますいわゆるPFと申しますのが五隻及びDD級の駆逐艦二隻、こういうことで編成いたしております。新たにできましては、先ほど申し上げましたように、船ができて参りましたので、こういう編成が可能になったというところがその理由でございます。

○山本伊三郎君 この護衛艦隊の第一から第三、その他直轄部隊とあるのですが、この配置状況はどうなつておりますか、地域的な、海域的な配置は、

○政府委員(海原治君) ちよつと御質問に對するお伺ひになります、直轄部隊と申しますと、そのほかにも航空部隊あるいは掃海隊群、それから個々の艦等もございまして、こういうことも一々申し上げようか。

○山本伊三郎君 一括して。

○政府委員(海原治君) 護衛艦隊につきましては、今度の改正案によりまして、自衛艦隊を自衛艦隊司令部、それから航空機を集めました航空機集団、それからその他の直轄部隊、大別いたしまして四つのグループにいたします。自衛艦隊司令部は司令部でございます。

が、護衛艦隊の編成は、先ほど申し上げました三つの隊群のほかに、個艦として「てるづき」を編成に加えます。それから航空機集団と申しますのは、現在鹿屋、八戸、館山等にございまして航空機の部隊を再編成いたしまして、航空機司令部と置きます。そのほかには、いわゆる実用機部隊としまして、第一航空群を鹿屋に、第二航空群を八戸に、第三航空群を徳島に、第二十一航空群を館山に編成いたします。それ以外の直轄部隊といたしましては、掃海隊群が一つと、それから「あかつき」、「おやしお」といいます単艦を自衛艦隊の中に編成いたします。それ以外につきましては、従来からございました地方隊、これは横須賀、舞鶴、大湊、佐世保、呉、この五つの地方隊が現状通り存在いたします。このほかに、従来航空隊の教育というものをそれぞれ分轄しておりましたものを、教育航空集団という一つのグループにまとめました。その司令部は岩国、その司令部の配下にありますもの、といたしまして、鹿屋に鹿屋教育航空隊、岩国に岩国教育航空隊、その他の直轄部隊といたしまして、徳島及び館山に第四、第六の教育航空隊というものを予定いたしております。さらに練習艦隊といたしまして、練習艦隊の司令部、第一練習艦隊、第二練習艦隊、その他の直轄部隊といたしまして、「けやき」といふ船、こういうものを持つことにいたしております。右のほかに、長官が直轄いたします部隊といたしまして、第五哨戒隊群等がございまして、そのほかには、従来からございました海

上自衛隊の部隊の編成を、今度の法案が通りましたら実施したいといふ、このように考へておる次第でございまして、

○山本伊三郎君 今言われましたので、大体配置はわかつたのですが、具体的に聞いていきますが、第一護衛艦隊というものは、どういふ防衛時における使命を帯びておるのですか。

○政府委員(海原治君) これは先生も御存じのことと思ひますが、護衛艦隊というものは、一応三つの護衛艦隊で編成いたしますが、先ほどからお話の通りになりましたが、いわゆる有事の場合の行動編成という状況に應じまして、それはそのときの状況に應じまして、それぞれ現在の一、二、三のグループごとに使ひ場合もございまして、あるいはその第一と第二の一部くを合せて臨時の部隊を作ること

もございまして、これは必ずやこういう方向で編成をしていくのだというふうには限定できないというふうに御了解願ひたいと思ひます。ただ基本的には、あくまで第一、第二、第三の護衛艦隊というものの編成をなるべく編成と申しますか、建前、編成をくすさないで運用していく、こういうふうな考へております。

○山本伊三郎君 私の聞いてゐるのは、それも一つの中に入るので、有事の場合に海上自衛隊といへども、ただ単に遊んでおるだけじゃないと思ひます、日ごろの練習からいっても、どういふものを想定してこの護衛艦隊がやっておるか。その性能、それから有事における使命はどういふものをもつて考へておるか。これはいろいろ国際上の問題があるから

はつきり言えないのか理解できないのか知らぬが、どういふものを仮想して訓練し、有事のときにやろうとしておる使命を持つておるか。

○政府委員(海原治君) ただいまの点は、先ほど官房長からお答えいたしましたと同じことでございまして、けれども、有事の場合に、わが国四つの島を守つていきますためのいわゆる内航の護衛、それから有事の必要でもございまして、主としてDD、DEの駆逐艦といふものが当たるわけでございます。その場合、何に對して護衛するかという事になります、これはもちろん水上から他の船による攻撃ということも考へられますけれども、潜水艦による攻撃といふものが非常に防衛に困難でございます、あらゆるわが方に対する攻撃の可能性といふものを考へましていろいろ平時の訓練をいたしておる、こういうことでございまして。

○山本伊三郎君 それ以上追及するのは無理かと思ひますが、まあ自衛隊の存否は別として、相当の国費を出してやっておるのです。相当有効適切にわが国を守らうという考え方で皆さんおと思ひ。しかし、私も実は二、三の所を視察いたしました。私としては非常に不安な点があり、不安というよりも、こういうものを持つことにより、かえつて餌を釣つておるがなような気がするのです。この表現が当たつておるかどうかわかりませんが、従つて、私はもっと追及したいのですが、主としてどの方面にこれが目標を置いて配置訓練されておるか、これはもうこれだけで皆さんから言う

と思うのです。これをどういう方向に考へておるかということを実は聞きたいのです。演習をする場合にも、ただ遊よくして向こうの軍艦がくるのを待つておるといふことじやないと思ふ。やはり仮想的なものとあると思ふのです。そういう場合に、北方であるか南方であるか、そういうところをどう考へられて訓練されておるか、こういう点をちよつと聞きたい。

○政府委員(海原治君) この点も先ほど官房長からお答えいたしました。○山本伊三郎君 官房長は答えていない。○政府委員(海原治君) 港灣防備、主要な海峡の防備ということも、当然に有事の際の護衛艦隊の任務になつて参るわけでありませう。従来の海上警備隊の編成以来の訓練を見ましても、あるいは宗谷、津軽海峡あたりで演習をいたしておられます。あるいはまた対馬海峡でやつたり、さらに土佐沖で演習をいたしましたり、艦隊の練度と申しますか、これの進捗状況と見合ひしまして、毎年教育訓練計画を策定いたしまして、適當な訓練を実施いたしております。従ひまして、主としてどこで訓練しておるといふことでございませう。繰り返すやうで恐縮ですが、日本のこの四つの島の防衛のために必要な地点、海面を選びまして所要の訓練を実施しておる、これが現実の姿でございませう。

○山本伊三郎君 防衛局長では、私としては答弁はでき得ると思ふのだが、無理だとは思ふ点もあると思ふのです。それじゃ逆に聞きますが、先ほどちよつと言われましたが、第一護衛隊

群と、それから第三その他を合せて、艦数と総トン数はどのくらいあるのですか。

○政府委員(海原治君) トン数の方は、今計算いたしますが、護衛艦隊は、現在の予定いたしております編成になりますと、総隻数二十七隻、内訳を申しますと、DD一七隻、DE五隻、PF五隻、こゝろに予定に相なるわけでありませう。トン数の方は、今ちよつと計算いたしましてお答えさせていただきますが、ちよつと護衛艦隊だけの急に計算いたしますから……

○山本伊三郎君 全部でいいです。○政府委員(海原治君) 全部でございませうと、いわゆる護衛艦隊ということとで備えております艦艇が、保有艦艇の隻数で申しますと四十四隻、その総トン数が七万三千八百八十トンほどでございます。これは三十六年度末でございませう。そのうち就役いたしますものが四十一隻、六万四千八百六十トン、これがもし私の記憶が正しければ、七割程度護衛艦隊になると思ひますけれども、これは今計算いたさせておられます。

空群は定員千六百一名をもちまして、P2V十八機、S55ヘリコプター、これが二機。第二航空群につきましては、定員千八百一名をもちまして、P2V十六機、S2F二十機、TBM四機、T34連絡機一機、S55二機と、こゝろにございませう。第三航空群は、定員千三百六十四名をもちまして、S2F三十一機、KAL一機、S55二機。第二十一航空群が定員五百八十名でございませうが、これがヘリコプター十二機という編成でございませう。なお、P2V、これは大型の対潜哨戒機でございませう。S2Fは小型の対潜哨戒機、以上でございませう。

第一航空群は、先ほど申しましたように、鹿屋、第二航空群は八戸、第三航空群が徳島、第二十一航空群が館山、こゝろにございませう。○山本伊三郎君 大体海上自衛隊の現況がわかつたんですが、実はこれは防衛庁も計画されておるやに新聞に出ておりますが、どうしても日本の国土を守るために潜水艦対策が必要であるといふこと、ヘリコプター母艦といふものが問題になつておつたんですが、大蔵省がきかないと言つてゐる、しかも、その効果効能といふものも非常に疑問があるといふことでやめられたやうです。その真相を、これは第二次防衛計画には除外されたやうでございませうが、この点のいきさつを一つ聞かしていただきます。

○國務大臣(西村直己君) 第二次防衛力整備計画は、まだ庁として正式には決定いたしてゐない段階でございませうが、できるだけすみやかに庁の意見を決定いたしたいと思ひますが、一応の段階的な経過として、特にCVHと申

しますか、ヘリ空母の御質問がございしましたが、率直に申し上げますが、ヘリ空母自体は、私どもの考へでは必ずしも欠点はない、なお、対潜哨戒としてヘリコプターによるところの搜索でございませうか、哨戒と申しますか、これは相當な効果もあるわけでございます。それなりに、しかし、それじやないってこれを一群で持つていて絶対いかにいふと、むしろ一群以上あつた方が安全度が高いことは事実でございませう。しかし、それ以上に、問題は、今の御質問中にもありましたが、海上自衛隊の実勢力は、フリゲート艦、その他アメリカから供与を受けたものが多いため、むしろわれわれとしては代艦建造という問題に大きくぶつかつております。これも相當な財政負担を必要とすると思ひます。また、かたわら潜水艦が非常に数が少ないことは御存じの通りでございませう。これも海上警備の必要上、ある程度必要になつて参ります。これらを考へ合わせまして、P2Vが、戦路上と申しますか、戦術上と申しますか、運用上むしろ害があるとか、あるいは能力がないといふ面よりは、それらを合わせまして——それらを合わせましてといふことは、代艦建造等にとらみ合せて、いづれを先にすべきかといふやうな観点から、われわれとしてはいづれを先にすべきかといふことになりませう、やはりこれは国家全体の長期にわたる財政負担といふやうなものも考へつつ検討を加えて参りたい。従つて、まだこれを捨てるかやめるとかといふことは考へておりませう。と同時に、それじや絶対にこれはやるのか、こゝろにある程度能力があるから、全部やめ

も見合せて、時と場合によれば、五年の後年度において取り上げるとか、いろいろな方法を考へてやつて参りたいといふのが現状でございませう。

○山本伊三郎君 實は、防衛庁関係の増強計画はいろいろ言われてゐるのです。しかし、今言われたやうに、財政負担といふものはきつめて大きいものになると思ひます。私は、きつては航空自衛隊には触れないのですが、今後の、防衛庁の考へる、あるいは政府の考へる防衛計画といふものは、空に重点を置かれてゐると思ひます。莫大な費用がかかつてゐると思ひます。しかも、今日の世界の軍事情勢から見ると、あれの百分の一に相當するものを持つてゐても、相當な財政負担だと思ひます。それを逆に言ひかえると、今日の防衛庁が持つてゐる現有勢力といふものは、今の世界の情勢、軍事上の情勢から言ひかえると、ほとんど能力がない、自衛の能力がない。これはいふゆる他國の侵略に對してのことは私には言つてゐるのですが、そゝろに——私だけではなくて、一般もそう考へてゐるのですが、その点防衛当局としてはどう考へてゐるのか。

○國務大臣(西村直己君) 私、自分がその職責の責に當たつてゐるからではございませう、客観的に見まして、私は、日本の自衛隊は自衛隊なり

の現状のものにおいては、自衛力はある程度はあると思ひます。この極東の中におきまして、あるいは台湾、韓国、フィリピン等の比較的軍事力の小さい国々、北朝鮮、こゝろに比して、ある程度能力は持つてゐると思ひます。それで、これはそれじやある程度の能力であるから、全部やめ

七

たらどうかという議論になりますと、私は違った考えを持っているのでありまして、この自衛隊の自衛力のあることと自体でも、戦争の抑制力になることは平和への貢献であるというふうに私は考えております。防衛庁長官としてはそういう立場で、従って、ある程度の欠点のあることに對しては、今後国力国情に應じて、やはり補強と申しますが、補強をしていかなければならぬ、こういう考え方に立っているのではありません。海上自衛隊のヘリ空母のごときも、その一つであることは申し上げるまでもないわけでありまして。

○山本伊三郎君 これは私は専門家でないから、常識論になると思いますが、総艦艇トン数が六万四千何百トンとかいう……。

○国務大臣(西村直己君) それは護衛艦艇だけです。全部合わせますと十一万トンになります。

○山本伊三郎君 十一万トンにいたしましたも、これは世界各国の年艦を見ても、韓国とか台湾をよく例に出されますが、これは御承知のように、政治的にも軍事的にも経済的にも、もうアメリカに依存しているのです。そういうところとの比較は、私は、少なくとも池田総理が大国民といわれる以上、言われたくない。それは外国を侮辱しているようにいわれますが、実際はそうだと思うのですが、従って、実際問題として国民はそういう不安を持っている。不安は逆の不安なんです。今後いわゆる国防による財政負担が上がつてくるのじゃないか、これを非常に心配しているのです。この観点で、私は実は質問の最後の要点はそこにあるのです、そういう意味から言つて、今アメリ

リカの援助によってどうやらこうやらいわゆる海上自衛隊の体裁をなしているのですが、これは完全にアメリカの援助がなくなつて、しかも、今、防衛庁長官が自信があるように言われた。これでも十分とは言えぬけれども、役に立つのだという、そういう場合にとのくらしい国防予算が要るか、この点を一つお示し願いたいと思う。

○国務大臣(西村直己君) 御存じの通り、日本は敗戦によりまして、一応直接の国防力はゼロになったことは御承知の通りであります。間接の国防力はいろいろな立場から計算できると思いますが、直接の国防力はゼロになつて、十年の間は確かに米国の援助を受けてました。しかし、現在の段階における米国の援助は、もう比較的低いものであります。たとえは三十六年度の期待額は二百十三億でございます。全体の予算は千七百七十七億、それに対して二百十三億のアメリカの無償援助と申しますか、そういうものを期待している程度でありますから、必ずしも今後ドル防衛その他で米の援助がふえない、あるいは漸減して参ります。日本、日本の国防力というものは、私はある程度骨格はできたと思ひます。問題は、これに對して肉づけをする。言いかえれば、古い装備を新しくする、米供手のもので、日本で使えないようなものは更改して参り、更新して参る、こういうようなことは一つの方法であらうと思ひます。そこで、これらを更改して参り、あるいは更新して参り、あるいは多少新しいその中に施策を入れて参ります。そうすればどの程度の国民負担になるであらうかという問題であります。なるほど国防

防というものは、考え方によれば警察と同じでありまして、幾らふやしても安全感がないと言へば安全感がないとも言へません。しかし、その安全感は、外交であるとか、他の内政の面でもやはり国は埋めて参らなければならぬと思ひます。従つて、ある限度で私は調整をはかつていく、内政全般、あるいは外交力の一つとして集団安全保障体制というものを理解させながら、国力国情に應じた防衛力をはかつて参る。そこで、さしあたりそれと申しますから財政負担等を考へてどうしたらいいんだ、そうすると、現在は国民総所得の——計算によつて違ひますが、一・四少し切れていくくらいであります。三十六年度が国民総所得に對して一・四切れて、正確に申しますと一・三八くらいかもしれません。それに対して、これから五年間のめどを大体立てようというのが次期防衛力整備計画でございます。五年間のめどの最終年度は、昭和四十一年度までの最終年度は、昭和四十一年度の通り九〇二とか、後年度伸びて参りますと、それに対して二〇前後という標準を私はおいたわけでありまして。しかし、実際これを国の財政その他の面から合せて参りますと、おそらく二〇から一・五の間のぐらゐの線に落ちつけるところに妥当性を持つんじゃないか。それが絶対安全かと申しまして、私は、これは起る状態——他の国情等考え合せていかなければならぬし、それじゃ非常に国民負担にそれがどうなるかと申しますと、私は、それらの伸びならば、他の社会保障なり、あるいは建設、公共投資とも十分歩調がとれて

いくものではないか。従つて、財政の面、他の内政の面とのからみ合わせを考へ、それから各国の国民所得に對して相当なパーセンテージを持つておりますけれども、日本は必ずしも防衛力だけを中心というよりは、やはり国防に、あるいはそれを第一義としながら、国防力漸増という主義をとつておりますから、その基本方針にのつて参ります。そうしますと、私は、これは国民生活の圧迫にはならぬ。同時に、むしろアメリカから供手を受ける武器、生産は国内において艦船その他が漸く国内のその産業を通しての開発も行なわれるのであります。また、それがいろいろな関連産業にも金を流して参るのであります。

○山本伊三郎君 文民としての長官の考え方としては、これは理解できないこともないのです。しかし、これはもろろ各国の例を見ても、また、日本の歴史を見ても、作戦——實際その衝に当たる、まあ平たく言へば制服の人々は、やはりあなたが思ひような考えではないのです。これはもういづれも一結です。やはり自分らが担当する以上、責任を持つというから、皆さんが考へているような、財政負担力にらみ合せてやるんだと言つても、やはりこの国防費というものは上がつてくる。これは私今年の予算だけで論ずるのじゃないですが、おそらく二、三年、五年たつ間に、私がこゝで論議しておる以上のものが出てくる。私は思つていますが、これは将来

の問題ですから、これ以上時間の関係で触れませんが、政府としては、今言われた国民総所得のそのパーセンテージから割り出して、この整備計画というものはその限度で押さえるのだ、こういう考え方でおられることは一応初めからわけて。それと同時に、最初問題になった日本の自衛権の行使にその財政負担を抑止する。それと世界の軍事情勢等をにらみ合せて、あなたが言う程度の自衛権が守り得るかどうかという点も、これはまたきわめて疑問な問題になつてくると思ひます。これは私が言つてもあなたはそうだと思ひないかもしれないが、こゝ一、二年過ぎていく間にはつきり出てくるという点も、私はこゝではつきり言つておきます。

そこで、私は問題を次に移します。が、陸上自衛隊の六管区隊と四混成団と十三個師に今度編成がえをする、これが今度の陸上自衛隊の改正の要点だと思ひますが、この趣旨について答えて言われましたから、それは私はしつこく聞きます。ただ私が、いろいろ防衛庁から出る刊行物なりその他を聞きますと、やはり今度の陸上自衛隊でも、特に陸上自衛隊はさうですが、直接侵略に對する問題よりも、間接侵略、これがA・A地域においてもいろいろ問題になつておられますが、そういうところについて一つの考え方を置いて、あるいは言われておるのですが、それは私がこゝで答弁を求めても、あなたの答弁は求めない。しかし、現実、今の世界の情勢から、やはり局地戦というよりも、いわゆる間接的な侵略と申し

の質問です。これは以上時間の関係で触れませんが、政府としては、今言われた国民総所得のそのパーセンテージから割り出して、この整備計画というものはその限度で押さえるのだ、こういう考え方でおられることは一応初めからわけて。それと同時に、最初問題になった日本の自衛権の行使にその財政負担を抑止する。それと世界の軍事情勢等をにらみ合せて、あなたが言う程度の自衛権が守り得るかどうかという点も、これはまたきわめて疑問な問題になつてくると思ひます。これは私が言つてもあなたはそうだと思ひないかもしれないが、こゝ一、二年過ぎていく間にはつきり出てくるという点も、私はこゝではつきり言つておきます。

ますか、そういうものが非常に多い状態です。これに対して私は、逆にこれに對して防衛庁はどういう考え方を持っておるか、防衛計画の本筋ではないけれども、そういうものをどういう防衛庁が感覚で把握したのか、これをちょっと聞いておきたいと思ひます。

○國務大臣(西村直己君) 自衛隊の任務は自衛隊法に定められておる通りでありまして、直接侵略及び間接侵略を安維持、このうちふうになつておる安維持、十三個師団に変わりましたから、十三個師団の範囲内でやっています。これは改変を任務の範囲内でやっていますのであります。この任務の遂行に、さらに言いかねば、よりよい任務が遂行できるような趣旨から、十の単位を十三単位に分けたのであります。もちろんケネディのけさの教書——きのうでございましたかにも、局地戦あるいは間接侵略等をかなり論じております。われわれの自衛隊といつたしまして、局地戦を考へますと同時に、直接防衛を考へますと同時に、間接侵略に備へて参るといふことも、この考え方の中には当然入つておるのであります。特に間接侵略だけを抜き出してとか、こういう考へはございせんので

○山本伊三郎君 私は、特に間接侵略だけを抜き出してどうこうという、自衛隊の任務はそれだとは言つておられないです。やはり世界の今の現状を分析すると、そういうものが各地域に起こつておるが、防衛庁長官として、自衛隊を指揮するあなたとして、そういうものに対処する場合にどうかという事です。まあ具体的に言つて、十

三個師団にふやされるが、間接侵略は、御存じのように、敵の——敵と言ひますか、相手国の軍隊が直接こないのです。いわゆる環境に兵力を集中して、精神的あるいは軍事的援助を与えて内乱を助長するといふことが間接侵略の定義だと私は思ひます。そういうことは、日本にないと言つてしまへばそれでしまひますが、そういうことも防衛庁として、ある程度と言ひますか、そういう考へを片りんでも置いて、どう改正をされるという氣持があつたのかどうか、これを聞いておきたいと思ひます。

○國務大臣(西村直己君) 先ほどから申し上げましたように、自衛隊の任務に変更はございせんから、自衛隊の任務の中で、間接侵略を防御することも私も一つの任務と考へております。従つて、当然その十三個師団に改編の中には、自衛隊の任務の中の一つとして、間接侵略も考へつつ改編されておることは当然であります。それから、間接侵略といふものは法律用語ではございせんけれども、一応概念としてわれわれ考へておるの、外国の意思を暗裏に受けて、そして何といひますか、組織的、計画的に擾亂をはかる、こういう趣旨だと思ひるのであります。時と場合によつては、正規軍は上からぬにしても、不正規なる武器の投入、不正規なる軍隊の投入といふことはあり得るわけでありまして。じゃ、間接侵略は予定がはつきりしているのかという、私は、そういうよりも、やはりそういう事態に備へることによつて、そういうことのないような抑制力としても効果があると、こういうふう

に自衛隊を運用して参りたいと思ひのであります。

○山本伊三郎君 そういう若干含みのあるような質問では、なかなか御答弁もはつきり出ないので、それはあまり追及せずにおきましよう。

そこで、今度の場合は、一応管区隊あるいは混成団が変わつたが、三つの集團がふえたことは事実なんです。ところが、この防衛庁設置法の改正を見ると、陸上自衛隊は千五百名ぐらしかふえておらないと私は見ておるのですが、そうすると、一単位においては相当減員になつてくると思ひます。それは計算すればわかるのですから、それは質問しない。理の当然ですが、しかし、師団の単位がふえる、一応現在はそのような状態で、隊の数がふえるけれども、師団における所属隊員の数は減るのです。今後やはりふやすという意圖が私にはあるのじゃないかと思ひますが、この点どうですか。

○國務大臣(西村直己君) 陸上勢力は十七万一千五百を法案として御審議を願つておるのであります。そこで、千五百は建設隊方面に回ります。そうすると、従来通りの中で十単位の十個師、もちろん直轄部隊、学校とかその他を除きますから、師団編成は、たしか十一万から十二万の中でやりかへるわけでありまして、一単位の数が九千と七千の師団になるわけでありまして。将来これをどうするかといふことは、九千単位が基準ではないかといふことも一応想定はされると思ひます。さしたあたりは、われわれは本年度において、十三個単位を、現在の十七万の与えられた定員の中での管区隊ある

いは混成団の部分をもつて改編をして参りたい。将来はどうするかといふと、二次計画等においては、陸上の勢力の目標は現在も十八万でありますから、これをおそらく保持して参るだらうと思ひます。その勢力の範囲内では、まだまだ多少の師団の充実は、人員的にも十分はかれる日もあるのではないかと。これは財政の負担を伴いますから、十分今後は検討して参らなければならぬと思ひます。

○山本伊三郎君 それでは、時間も相當たつて、長官が予算委員会の方へ行かなくちゃならぬという知らせを受けておりますから、たくさんあるのです。が、一応私もできるだけ集約をして質問を続けたいと思ひますが、今度は演習場の問題でやりますから、丸山長官にかつてもらいたいと思ひます。これについてはどうも言ひませんから、もうすでにこれは二回やつて、政府の見解も言われて、われわれこれは問題ないといつておるのですが、それに到達した、皆さんが努力したと言ひから、その努力をした過程を一つはつきりしてもらいたい。昨年の八月に北富士であつた問題が起つて、沖縄の海兵隊が演習することにも差しつかへがあつたといふような事件が起つて、そして江崎長官からあつた一札を入れて一応おさまつた。今また問題になつておるのです。その際に、施設特別委員会の中に、特にまた富士演習特別委員会といふものを作つて、そして返還の問題についてアメリカ側と協議をしようといふことになつて、これは三十五年の八月のことだと思ひますが、これは確かですか。

○政府委員(丸山信君) その通りでございます。三十五年八月二十三日と思ひましたが、合同委員会のうちの施設特別委員会に返還問題の提案をいたしました。この返還の内容は、この前御説明申し上げた通りの内容でございますが、これを鋭意専門的に研究させるために、その中に日米双方から成る特別なグループを設けて、富士特別委員会でも申しますか、そのもとにおきましてずつと検討を續けて参つております。

○山本伊三郎君 その場合のアメリカ側の代表はどういう顔ぶれだったので、か、ちよつとそれを伺ひたい。

○政府委員(丸山信君) アメリカ側の首席は、海軍大佐のスパングラーでございます。それからなおゲールという空軍の大佐と存じます。ちよつとゲールは陸軍が空軍か、手元の内容がございせん。ゲールという演習方面の専門の担当の大佐その他の米軍の者が参画いたしました。当方からは、調達庁の真子次長を首席といたしまして、当庁の不動産部の専門家を並びに防衛庁の施設関係の方及び農林省の施設関係の方も入つていただいております。

○山本伊三郎君 アメリカ側の代表のちよつと名前を。

○政府委員(丸山信君) 首席代表はスパングラー海軍大佐であります。

○山本伊三郎君 これはおのおのどこに所属しているアメリカ軍の将校であるか。

○政府委員(丸山信君) スパングラー大佐は府中の司令部、すなわち在日米軍司令部でございます。

○山本伊三郎君 ゲールは。

○政府委員(丸山信君) ゲールも同じく府中の司令部と存じます。

○山本伊三郎君 それは間違いないですね。

○政府委員(丸山信君) 間違いないと存じます。

○山本伊三郎君 そこで、こちらから真子次長が、いわゆる首席代表と申しますか、やられたのですが、これは何回会を開いて返還について相談されたのですか。

○政府委員(丸山信君) 正確な数字は調べまして申し上げますが、すでに十二月までには数回、本年に入りましても数回開いております。

○山本伊三郎君 数回といへば、三回も数回、五回も数回といいますが、一体いつといつと開いたか。

○政府委員(丸山信君) 第一回が、議事録で見ますと九月三十日、それ以後正確のことをちょっと覚えありませんが、合わせて十回くらいになったと思います。今日まで十回くらい開いております。

○山本伊三郎君 そこで、まあ長官は出ておられなかったのですが、一々報告を聞いておられると思いますが、その際、向こう側の主張、どういふところが主張の要点であったか、それを聞かしていただきたい。

○政府委員(丸山信君) 問題点に関しましては、当委員会でも数回にわたり御説明申し上げたと思いますが、つまり演習区域の問題が一つと、それから演習する日の問題、これを裏返しますという、自衛隊の演習の日との関係、また、地元の方に関しましては、演習場への立ち入り日の関係になるわ

けであります。こういう日時の問題、それからもう一つは、各地区それぞれいろいろな事情もございますが、総括して申しますと、使用条件の問題、この三つの問題が協議検討の主要点でございます。

○山本伊三郎君 私は議題になった問題を尋ねておるのではないのです。アメリカ軍の代表がどういふ主張をしておるかということ、これに対して、区域、日時、両件に対してどういふ主張をしておるか。

○政府委員(丸山信君) 日米間の交渉事項の問題でございますので、具体的に詳細にまだ決定しておりませんことを申し上げることもいたしかねます。が、総括的に申しますと、米軍としては、従来の条件、つまり今日の状況条件でございますが、今日の状況条件において、今後においてもこの演習場の使用ができるようにというものが総合したところのものとしております。

○山本伊三郎君 まあ私はもっと具体的に聞きたいのですが、現在在日米軍として使っていることはほとんどない。ただ、その第七艦隊に所属する沖繩の海兵隊なり、そういうものがきて使っているのです。従って、そういうものがなぜ今後この区域を限って、日数をきめて、条件をきめて使わなくちゃならぬという向こうの理由をただしましたか。

○政府委員(丸山信君) 御承知の通り、この演習場を使用している米軍の部隊は、第七艦隊の所屬の海兵隊でございます。三十五年の末に、あそこに常駐している部隊が引き揚げました以後、この演習場にくるものは、す

べてこの部隊のわけでございます。これがこの前にも御説明申しました通り、条約の第六条の使命を持つておる米軍部隊である。こういうことで、しかも、この部隊の使命をいたしまして、沼津に上陸の演習地、引き続いて山ろくに至って演習をすることが必要なのである。ほかにこの部隊の演習場として適当なものがない。こういうのが向こうがこの演習場を使用しておりますところの事情でございます。

○山本伊三郎君 長官、あなたもよくぼけるといいますが、質問の要点をはずしてはいけません。私の聞いておるは、一応アメリカも返還するという前提に私は立っていると思うのです。ただその後、これは単に一般の住民に開放する、今後アメリカ軍が必要の場合に演習する場所がないから、それ

で自衛隊の方にこれがあるならばよくからうという意思にあるやあなたの答弁から聞いておるのです。長官の答弁はそうおるのです。長官の答弁は、これは日本の領土なんです。向こうに地位協定で貸してあるのです。それから、その場合に、地主として主権を持つて、日本の官庁のあなたが代表として、現実にもう使わなければならないというならば返してもらいたい。しかし、何のためにそれが存置するのか、第七艦隊の海兵隊が使うというのなら、それはどういふことで使うのだというところまでやっぱ聞きたさう必要があると思うのですが、そういうことを尋ねていきますか。

○政府委員(丸山信君) 先ほど申し上げたと存じますが、この部隊の使命にかんがみて、その必要な演習をするのに最も適当だと考えられるこの演習場

地域において行なり、これがこの部隊の演習場を要求する理由でございます。ただし、これは繰り返しますが、常時そこに駐屯しておて常時やるわけのものではない。従って、このものに関しては、その演習場というものは一般の施設、区域である現在の行き方ではなくして、地位協定の条文中で申しますと、二条の四項の(b)号に当たるべきものとするのが適当である。こういうことからこの返還問題の交渉をいたしておるわけでございます。この基本原則に關しましては、米側は別に今のところ異議がないわけでございます。それになお関連いたしまして、先ほど申しました三点についての具体的なこと、これらの調整点について、今鋭意折衝努力いたしておるところでございます。

○山本伊三郎君 私は、これは察するのですが、防衛庁としては、やはりあれを自衛隊の演習用に残さなければならぬ、こういう基本的な考え方をもち私は返還の交渉をしておるのじゃないかと思つた。これは私の推察ですが、従って、当たり方が非常に弱いと思うのです。とにかく私は筋を通してもらいたいということ、ああいうことでアメリカに接収されて演習地になったものは、一応日本に返してもらい、その上で自衛隊が使うということに住民が同意するならば、これは私は内政問題として、自衛隊としてやられるのはいと、こう言います。アメリカの方からそういう条件をつけて、自衛隊が使うのでなければ返さないというよう

な、そういうことでは主権というものが一体どこにあるのかと思つた。それを筋を通してもらいたいというのが私の

質問の根幹なんです。私は、自衛隊が使うのは絶対反対だということは質問しておらない。筋道を通して、政府はなぜアメリカと交渉しないのか、その点を私ははっきりしてもらいたいというのです。その上で自衛隊の演習場として住民の間でいろいろ話が出て、そこで自衛隊がアメリカの軍隊とあるいはまた契約でもしてそこを使わすということになるれば、これはまた別問題である。こういう方向でなぜやれないというのですか。その点について防衛長官どうですか。

○国務大臣(西村直己君) もちろん現在地位協定によつておりますが、同時に、米軍としては地位協定の二条四項(b)といふもののやり方もあるわけでありまして、従って、一がいにただ返せという場合もありましようし、また、それで話がかない場合には、アメリカ側として譲らして二条(b)と申します二条四項(b)の形で返させる、こういう形もあると思つたわけでございます。必ずしも私は筋を通さぬということではないと思つたのでありまして、これは地位協定の中でのやり方の問題、しかも、問題を前進させるには、その方が前進させやすい場合もあり得るのであります。

○山本伊三郎君 これで追及しても、政府がその腹にならなくちゃだめです。なるほどあの日米安保条約でも対等だと言われるが、地位協定も対等だと言われるが、対等でない。やはりアメリカ軍に主権を握られてゐることは否定できない。それでわれわれ反対しておるのですが、それにしても、あなたの方の主張というものが弱いんじゃないか。もっと強くやればアメリカ軍

でも、今の極東の情勢からいって、そう固く言うものじゃないですよ。私は現場に立ち入ってないから、どういふ話をされておるか知らぬが、やはり日本政府は、現在の段階ではアメリカ軍の言う主導権が強い、それがすべての基地問題にも影響していると思うのです。時間がないうから、私はこの点ではつきり皆さん方に聞いておきたいのですが、これは地位協定からいっても4項(b)と言われますが、これから見ても問題点はありません。きょうは時間がないから反駁しませんが、あるのです。そういう条件をつけてアメリカが言うという、これはもう一つの向うのいわゆる優者のいやがらせですよ。そういう点で私は強く主張してもらいたい。それと、これは今後の問題になります。それが解決しない限りは、北富士の問題は解決いたしませんよ、住民は理解しておらないのですから。住民が理解せずしてあの問題は解決しないのです。ここを皆さん方も十分考えてもらいたい。住民の意向というものは、必ずしも自衛隊が絶対使つたらいかんというところを、一部言う人もあるけれども、全般的な空気ではそうでもないと思うのです。しかし、一応返してもいい、その上で自衛隊が使うかどうかというものは向こうの主張なんです。これは筋が通つていて、言いますけれども、地位協定はそういうことはありませんよ。返還について条件をつけるというではありません。ただ、借りておるやつを返さないぞ、返すかわりにはこうしなさいといういやがらせを言うことは事実です。

これは、優者のいつもやる手です。そういうことで政府が、ああそうですかと言つて、何で日本の農民の利益になりますか。これは代表する政府の態度ではなからうと私は思うのです。従つて、私は、発表できるかどうかかわかりませんが、富士演習特別委員会においてどういふ向こうが主張をしておるか、こちらの代表がどういふ主張をしておるかというところをつまびらかに資料として出してもらいたい。これはどうですか。

○政府委員(丸山信君) お話ではございますが、こういうような形式でなければ返さぬというのが米側の態度であると申しますよりも、むしろ日本の政府として、すでに三十三年の末ごろまでと思ひますが、あそこ駐屯部隊が引き揚げました当時に、すでに自衛隊が共同使用しておつた地域でございまして、この引き揚げに関連して、向こうが、あとは随時ときどきやつてくる演習の状況もわかりますので、その当時から政府としては、こういう演習場の地位措置というものは、協定上の二条4項(b)によつてやるのが至当だといふのが私ども政府の考え方で、その考え方のもとにこの話を進めておるのでございます。それから地元の方、確かに今北富士の関係の方では、そのようなものとはわれわれの要求する返還の趣旨ではないといふことを申しあげられます。演習場全般につきましても、山梨県のみならず、静岡県にわたります。いわゆる東北合戦として考えなくちゃならない問題でございまして、東の方面に關しましては、三十三年のその当時のこと、その当時の方針に基づきまして地元の方にも御了解を

願つて、それを前提とするすべての話し合いの措置を進めておるわけでございます。北に關しましては同様な方途でいくことの御了解を願うように、昨年の八月以降に關しまして、県を通じて、あるいは直接それぞれ申し上げて御了解を願ひ、なお、こういうものを前提として、いろいろ地元の民生安定、あるいは農村の再建、あるいは北は特に観光の關係がございしますが、その観光に關する地元の利害というものを取り入れて、そのいろいろ演習のために御迷惑する点を緩和し、軽減していく措置に進む、こういう筋合いで進めたいと願つておりました、県庁を通じてお願い申しておる次第でございまして、

○山本伊三郎君 私の質問でないことをだらだら言われて、富士演習特別委員会のアメリカ軍の主張、その他こちらの主張の明らかになる資料を出して、それから、これだけでいいんです、出してもらうといふことではあつた。

○政府委員(丸山信君) 先ほど申し上げましたが、まだ交渉最中の事項でございまして、その具体的内容を一々資料として差し上げることはお許し願ひたいのでございまして。問題点は、先ほど申し上げました三點に關することであるといふことを御了承願ひたいと思ひます。

○山本伊三郎君 法的に出せないと言われる根拠があれば、私はそれでよろしいんです。しかし、私は、皆さん方の交渉されておるものについて疑問を持つてゐる。遺憾ながら今までの経過を見て疑いを持つてゐる。従つて、今説明されたことが事実であればそれでよろしいんですが、それでは納得で

きないんです。アメリカがどういふ主張をしておるか、こちらがどういふ主張をしておるか、この争点を私ははっきりとわからなければ納得できない。従つて、それを出してもらいたい。何も済まなくてもいいんですし、今まで十回もやられておるが、十回の議事録がどうなつておるか、それを見せてもらいたい。

○政府委員(丸山信君) 外国關係の交渉最中における事項に關しましては、従来の例によりまして、遺憾ながらそのまま差し上げることはお許し願ひたいと思ひます。

○山本伊三郎君 外国關係といふけれども、これはちゃんと富士演習特別委員会といふものを設置して、それのずっと會議を開いた委員会の會議はどうなつておるかといふ、それを國會に事情を明らかにすることが、外國人がおるからといつて、なぜそれだけ遠慮しなければいけないんですか。そういう發表を禁止する法律、条約でもあるんですか。それを聞かせてもらいた

い。

○政府委員(丸山信君) それはこの件に限らず、すべて従来の外國關係の交渉におきます事項に關しましては、國際信義上、双方ともこの内容は、妥結に至るまでは公表等のことをしない、こういう慣例になつております。それに従ひまして、私もいたしまして、このみをも具體的なことを差し出すといふことは御了承願ひたい。

○山本伊三郎君 政府對政府の外交交渉、そのものについては私はわかると思ひます。しかし、それが一般地元の住民の權益なり權利なり、そういうものに影響しておる。そういうものが

どういふ交渉をされたかといふことが、私としてはわからぬ限りにおいて、それは納得できないんです。しかし、これでいろいろ追及しておつても時間がたつから、あなたがそれを出さない。國際儀礼上出さないといふことを言つて断られておるけれども、私としては、出さないという理由がその内容にあると見ておるんです。従つて、私は、出さないといふものを、無理にあなたを押えつけて、あなたの官庁に行つてひっぱり出すといふことになると、これは別の罪がありますからできませんが、私は出してもらいたいという要求をしておきます。出さなければ出さないといふことではないと思ひます。

○委員長(吉江勝保君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(吉江勝保君) 速記をつけよう。

防衛二法案に關する質疑は、都合により、後刻続行いたすことといたしまして、次に、國家行政組織法等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行ないます。

政府側出席の方は、小澤行政管理庁長官、山口行政管理局長、森山郵政事務次官、倉山郵務局長、今枝自治省行政局公務員課長でございまして、御質疑のおありの方は、順次御発言願ひます。

○横川正市君 郵政政務次官がちょっとおくれられているようですから、先に長官に御質問申し上げたいと思ひますが、先般ちょっとお伺いをいたしておりました定員法のワケがあるために、運用上として、制度的には、こ

れも法律の解釈では非常にむずかしいことをやりながら、一部を請負化にし、その余った定員を都市等の定員に振り向けていく、そういう事実が出てくる。郵政の定員事情について、行政組織法の改正をされるこの時期に、行政管理局としては、その運用について何らかの意思表示をする考えはないか、こういうふうにお尋ねをいたしておりました、事情調査の上で御返事申し上げたいということであつたので、その後の調査の結果があれば、本日もまず冒頭に御返事をいたしたい。

【委員長退席、理事村山道雄君着席】
○政府委員(山口西君) 郵政省の郵便物集配請負制度につきましては、これは戦前からあつた制度でございますが、行政整理がありまして機会に、相当ふえております。これは御承知のことでございますが、その方が経済的であるという場合には、郵政大臣はそのような管理方式をとれるというこれは法律の規定があるものですから、その事情を検討してやっておられるのでございまして、ただ、これは実は非常に僻地の地が多いものですから、調査をするといつたとしても、行政管理局で実態を調べるというのは、そう手つとり早くはない事情がございまして、郵政省と協議いたしましたところ、郵政省では、この問題はすでに前々から指摘を受けているので、目下実態を調べているということでございます。

○横川正市君 これは今、山口局長の言うように、法的な根拠に基づいて大臣が業務上の定員操作をする場合、明確に定められている法律とか規則とか、そういうものはないわけですか、事実上、この郵便物運送委託法の第二条に、運送等を委託する場合の項目がありすけれども、その中には、いわゆる何々という項目は上がらない、いわゆる何々という「等」という字があつて、通常使われている「等」という字が、この中に含まれて拡大解釈をしたということが、たまたまそういうふうな結果になつて出てきている、こういうふうな私どもは考えておるわけですが、そのほかに、この法律で、あなたが言うように、大臣がその操作上の権限範囲内でやれるんだと規定されているものが条文の中にはあれば、一つ教えていただきたい。

○政府委員(山口西君) お話のように、これは郵便物運送委託法でございますが、郵便物運送委託法では、郵便物の取集、運送、配達等を委託した方が経済的であるという場合には、そういう処置がとれるという規定がございまして、そういうまあ管理上、業務運営上、その方が適切であると郵政大臣が判断すれば、必ずしも直営せずには委託できるというふうに解釈しておるわけでございます。

○横川正市君 そういふふうには私はこの第二条はとれないのです。項目としては「運送等を委託する場合」と上がつておるので、集配というふうには上がつておらないのです、その項目と

しては、ただその中に、最後のところに、「郵便物の運送等に関する業務に支障がないと認めるときは、この法律に定めるところに従ひ、これを他に委託することができ」という、この最後の項目に引っかけたおそれがあるから、そこを、そこまで拡大解釈できるかどうかという点にも疑問点があるのではないか、こういうふうには思つておるわけですが、ことに、郵便物運送委託法というものは、これはいわば運送業務を主体とした法律であつて、個人の集配に関する規定にまで拡大するのは少し無理なところがあるのではないか、

しいて言へばそういうことも言えないこともないかもしれないけれども、非常に法的な解釈とすれば、無理をしてこれを適用しておるという点があるのであつて、いわばこういう点では、私は、行管として調査の結果一つの答えといふものが出るんじゃないか、この点についておつたわけですが、この点について一つぜひ—これもそうでありまして、全体的な調査の結果を待つて、早急に一つ態度を出していただきたい、こう思います。

そこで、郵政政務次官にお伺いいたしますが、先般この委員会を通過いたしました、郵政には四千三百六十名の定員の増加をすることをきめたわけでありまして、その時点において、大体この本務者となればならぬと推定されておつた数字というのは、これは一万七千七百名くらいだと承知いたしております。そういたしますと、現在一万三千五百名程度の者が、前回の増員によつても、なおかつ残つておるとい

うことになるのでありますが、その通りですか。

○説明員(曾山克巳君) 御指摘のございました、問題のありました当時、一万七千七百名程度非常勤者がおりまして、そのうち今度お認め願へば定員化されるものが、先生のお話では四千三百六十というお話でございますが、正確に申し上げますと、当時のこの一万七千七百名の中には、いわゆる短期の、文字通り臨時におる時点におつたかまえたものでありますから、その時点におきまして一週間とか十日とかいった、文字通り短期の非常勤職員の数もこの中にあるわけでございます、従つて、いわゆる身分の安定といたした方々の大部分は、今度成立いたしますところの郵政定員等の中に包含される次第でございます。残りしましたものはきつめて短期の非常勤でございますので、それにつきましても、身分的な保障は、一応必要がないかという工合に考える次第でございます。

○横川正市君 短期という、これは郵便物の季節的増減に伴つて、見通しつた雇用をするというもののつては、私は、これを本務者に切りかえるべき定員数だと考えておらない。ある程度持続的に必要であつて、それが非常勤の扱いを受けておつた、こういう者が概略一万七千七百名と承知をいたしておつたわけでありまして、その数で、もし一週間とか一カ月とかということで持続しないということになれば、この数字は大体四千五百名くらいということになるわけですか。

○説明員(曾山克巳君) 私、郵便の点でお話がございましたので、たまたま

郵務局の次長でございますから、郵便の点に限つて申し上げますと、郵政定員といたしまして、成立いたしますので、定員の中で、郵便関係におきましては、正確には五千五百三十三名が定員化されることにならうかと思つたのでございまして、さらに賃金者といつたしまして、これはおそろく三十七年度におきましては本務化されるであらうと思われまふのでございまして、三千八百九十三人おるの、九千四百二十六人おるわけでございます。これを、私ども、先生の御指摘になりました事業の増加につれてふやさないければいけません、定員等を考慮いたしましたところ、幾ら必要かという算定をいたしましたところ、九千二百二十八人が三十六年度において必要である、そのうち定員が—定員と賃金とございまして、これが九千二百二十八人必要であるということになっております。従つて、三十六年度におきまして成立いたしましたところのこの所要人員の数はそれと見合つておる。むしろ若干上回つておるということになる次第でございます、御危惧の点はな

いやに考える次第でございます。

○横川正市君 実は政務次官に、郵便という関係だけでなく、全体の定数をお伺いをいたしておつたのですが、事務当局は郵便の方だけのようですから、一応それで了承をいたしますが、今この予算定員としては、大体九千名ぐらいのものを全体として増加されておるわけでありまして、この増加は、郵政全体の定員とすれば、なおかつ四千五百名程度の本務者にしなければなら

ない者が残る勘定になるわけ、これは先般の委員会ではいろいろ論議をされ

ておるわけでありまして、

た中にも、これらについて行政管理局としてはいろいろ手を尽くして、できるだけ本務化するように努力をされる。ところが約束されておるわけであり、予算でとれた九千名を定員化しても、なおかつ四千五百名の定員化をしなければならぬ。非常勤者が残る、こういう数字になっているのに対してどのようないきさつをせられるのか、こういう点なんです。まあこれは今ここですぐ答弁できないけれども、いずれこれは——まあこの法律は実はずり通ることになるのじゃないかと思ふのでありまして、非常に逆にはなりますけれども、また後刻別な機会に聞きたいと思ふ。

そこで、その場合に要望を申し上げておきたいと思ふのでありますけれども、私は、これはこの設置法と、それから政令で定員化していく場合に、実際上は業務量の増高に伴って定員が完全に確保できれば問題はないと思ふ。しかし、それができないというところになりますと、非常に大きな問題として残るのは、先般来問題になっております行政整理、あるいは郵便の増高に伴って都市周辺に集約されるので、そこに幾らかでも定員を確保したいというところから、山間僻地におけるところの集配人の身分の変更を行なつて雇用条件を維持している。その人員は大体千五百二十三名ということになっておるわけでありまして、そのうち、行政整理その他で身分の変更をした者が六百四十四名、こうなつておるわけでありまして、これは私は、相当長い期間かかって郵政当局ではこれをもとの身分に返すといふことを、これをたび重ねて約束しているという事例もある

るわけなんです。ですから、今回行政組織法の通過によって定員法が撤廃されたあとで、これらの救済措置といふものはすみやかにとられるべきであると思ふ。こういうふうには私は考えるわけでありまして、その問題について、当局としての考え方をこの際明らかにしてもらいたいと思ふ。

○政府委員(森山欽司君) 先ほど来お話がありまして事項のうち、約四千五百名程度の問題につきましても、勇退者その他が出て参りますので、これらの人間との繰り合わせによりまして当面処理いたしますし、また全体的には非常勤者の本務化という問題は、再び問題にならないような態勢をとるという決意のもとに、目下事態の処理に当たつておるわけでございます。

それから郵便集配請負人は、郵便物運送委託法の第二条に基づいて、これはどうもその法律に基づくということが適当じゃないようなお話でございますが、「運送等」といふのは、第一条にもありますように、「郵便物の取集、運送及び配達」といふことをはつきり書いてあるので、それを「運送等」といふふうには簡略して読みならわしているわけでございます。問題の趣旨から申しまして、この郵便集配請負人という制度が、誤つた法の解釈に基づいて存在するといふふうには私は私どもは考えておらないわけでございます。また、郵便集配人の制度は戦前もありましたが、非常に僻遠の地であることなどから、人事管理の問題とか、事業の経済性、作業能率の面というふうな面から見まして合理的な制度でもあるのでありまして、直ちにこれを全面的に廃止するといふつもりはございません。ただ、請

負人のうちには、昭和二十七年年度の行政整理による切りかえ者で、現在請負区が、業務量等から見まして、本務者と同等程度のものがないわけではございませんので、そういう点につきましては定員に組み入れなければならぬといふふうには考えておるわけでございます。して、郵政省といたしましては、先般実態調査を行なつたところでございまして、現在この資料は検討中の段階であります。ただいま申し上げましたような観点から、必要とするものについては、可能な限り、すみやかに定員化を実施したい、こういう考え方でございします。それから、現在総数千五百二十三名という多数に上つておるこの郵便集配人全般を、大量に御趣旨の線に沿うかどうかといふところまでは申し上げがたいのでございします。必要とするものについては、可能な限り、すみやかに定員化を実施したい方針であるといふことだけをこの機会に申し上げたいと思ひます。

○横川正市君 この法律の解釈は、私もしろうとですから、どういふふうには解釈することがいいかは、自分の方に利益になるような解釈をされておつたのじゃ困ると思ふのです。そこで、この昭和二十五年の三月の郵政省告示第四十九号によれば、今、政務次官の言つたような解釈なんです。これは法律の正確な読み方をすれば、そういうふうにはとれないのだけれども、「等」といふものの中にそういうものが含まれておるというのが省の告示四十九号で明らかにされておるものであつて、そのことで身分の変更が勝手にされておることで不利益だといふことを言われるのは、私は当然だと思ふのです。

ですから、法律で違法だから云々といふことは、私はさつきから言うように、言つておらないわけなんです。身分上の問題として、今度のこの行政組織法の改正ができれば、二十七年当時の理由といふのは、これはやはり定員法と予算との問題でどういふ措置がとられたわけですか。便利だからとか何とか、昔からあるからそれをやつたといふことよりか、そういうものがあつたから予算と定員に縛られておるので、それを適宜利用した、こういうことなんであつて、事実上は、私はこの行政組織法が通れば旧に復するといふことの方が正しいといふように思ふわけなんです。そこで、旧に復するといふことは、今の政務次官の意見では、一がいにそういうふうには言えない。大体適時必要なものからしていきなさい、こういう意見ですが、それでは私はちよつと満足したしかねるわけでありまして、こういう事象の起こつた事情については、これは政務次官よく御案内になつていないですね、郵政の二十七年ごろは、ところが、私もその当事者で、調印行為は行なわなかつたけれども、当時は、事実上こういう結果になつたことに対して、やむなく了承させられたのはどういふ理由かといふと、郵便物の増増する都市に対する定員の配算という問題に中心を置いて、やむなくこれを実施することを了承したといふことになつておるわけなんです。そういう点からいへば、私は当然今回はこれは旧に復すべきだ、こういうふうには考えているわけなんです。ところで問題は、予算が一番問題になるわけですが、大体この千五百二十三人を

旧に復するのとどのくらいの予算が必要だと計算になつておるわけですか。

○説明員(曾山克巳君) ただいまおられますところの集配関係の請負人千五百二十三名を旧に復しまして本務者にいたしますと、幾ら予算が要るかというお尋ねでございますが、現在この方たちの一人当たりの人件費の単価は、およそ一万四千五百円になつております。月額が、御承知のように、一般本務者の月額が約二万円くらいになりますので、その差の五千円くらいが現在の予算よりも加わるというふうになりますから、千五百二十三名に五千円かけましたものが、総額におきまして月額必要になる。従つて、それを十二倍しましたものが全体に年間予算において必要になる、こういうことでございします。

○横川正市君 その曾山さんの数字はいささか違つておると思ふのです。これは単価も幾らかこれよりも高くなるわけなんです。しかし、高くなくても、人員から掛ければ、年間予算にいたしまして、その郵政省がひっくり返るやうにびっくりするやうな金じゃないわけですよ。しかし、どういふ実情にあるかといふと、それはもう聞くも涙、語るも涙という実情ですよ。二十七年以来ベース・アップに伴わないうで、そのままの請負料金を押さえてつけられて、何回かはこの請負料金の引き上げをやつておられますけれども、それでもこれは全然問題にならない状況下です。ですから私は、それだけの金で、しかも、まあ郵便物の集配等に伴うほか、貯金とか保険とか、それからラジオの集金とか、こういうものがあるのに、事実上これは業務できない

ということ、郵便の集配だけに限って業務の請負をさせているわけですね。そうすると、その面からくる業務上の問題も出てくると思うのです。だからそれらを勘案すれば、さほど大した予算も必要でないという、こういう実情で、私はこの問題は考えるべきだと、こういうふうに思うわけなんです。政務次官としては、この点おそれなく検討されて出てきたと思うのでありますが、どうしてもきかないという理由というのは一体何ですか。今回のこの行政組織法の改正の結果、定員法が撤廃されて運用されたとして、これを本務者にできないという大きな理由は、一体何に原因するのですか。

○政府委員(森山欽司君) 私は、横川議員のように、前の経過について深く関与をいたしておられないので、現在の状況から見まして、現に千五百二十三名の郵便集配請負人という制度があるという認識の上に立つてこの問題を考えたわけでありまして、経過から申しますと、いろいろあるかと思いますが、郵便集配請負人の問題自体につきましても、現在の見解は、先ほど来申し上げた通りでございますが、確かに本務者に比べますと、待遇の問題等について若干の差がございます。

〔理事村山道雄君退席、委員長着席〕

できるだけのことを考えたいという気持ちにおいては横川さんと同一でございます。まあ郵政省としましては、わずかでございましたが、請負料の値上げとか、公務災害補償の適用、健康診断の実施、部内の医療機関の利用というような点について改善を加えて参

りましたことは御承知の通りでございます。当面の事態をいたしましては、先ほど申し上げましたような、必要とするものについて、可能な限り、すみやかに定員法を実施したいという基本方針のもとに、一般的に待遇の改善、ただいま申し上げましたような改善をはかっていくというのが現在の立場でございます。しかし、まあ年間一億足らずの金だから、すぐうんといいたらどうだ、こうおっしゃられるかもしれないが、御承知の通り、郵政会計は大へん貧乏でございます。人件費が他の三公社、五現業に比べますと、郵政は人件費の占める割合は予算の八割、国鉄が四五割、電電公社が四〇割、専売のときは、実にわずか一五割というのに比べますと、人件費の問題につきましても、相当真剣に取り組んでいかなければならないような立場に置かれて参りますので、ただいま予算の見地から、大した額じゃないかとおっしゃられるわけでありまして、総予算の八割が人件費である、しかも、財政状態必ずしも容易ではないような御承知のような状況でございますので、この問題につきましても、その観点からも十分一検討をさせていただきます。と考へておる次第でございます。

○横川正市君 私は、政務次官、財政上の問題ということになったらそれしかないと思うのです。それから郵便局というものは、これは人件費が八〇%かかると言うけれども、そのほかにかかるところはあまり多くないわけですから、これは六五%ぐらいにすれば

一番健全経営だということになるわけですが、人件費で動いているのが郵便企業であつて、事実上他の産業のように、私は、ほかのものの経費がかかるというものではないと思うのであります。だから、人件費が少しづつ減らしていくからといって企業が不健全だ、こういうことは、私は、郵便の事業に関する限りは、成り立たないと思う。やはり郵便というものは、人の手を借りない限り、動かない仕事なんです。人の手の借りられないような企業の経営というのとは考えられないわけですから、機械化することでもないし、です。それは企業としては当然のことである、こういうふうには考えなければいけないというのが特質だというふうにして、ここでその千五百二十三名全部をやりますか、そうでないと行かぬれば私は引き下がらねえでは、これは何日たつても論議は尽きませんから、今あなたの方で、この制度については過去の実例もある、できるだけ本務者に切りかえたい、そういう考え方を、もって調査をいたしておられますので、その調査は、少なくともこれは先般まで何回か調査をして、実態に倅つてその結論を出した上で何とかしますというところよりは、形の上では違っているということではつきり言えますか。

○説明員(曾山克己君) 先般来、国会におきましていろいろとお約束して参りました調査よりも前進しておるかというお話でございますが、それはその通りでございます。具体的な数字につきましても、すでに郵政局から集ま

りました資料を検討いたしました結果、ほぼ今日のところ具体的な数字が出ておりますので、その数字につきましては、先ほど政務次官のおっしゃいましたように、定員法の成立がございましたらば、できるだけすみやかにこの一部を本務化したいと考へておる次第でございます。

○横川正市君 まあ一部ならば前進しておらぬということだが、大半やられるならば前進ということに私はなると思うのですが、これ以上はこの機会に私の方から御質問することはやめまして、最後に要望を申し上げておきたい。その簡単な論議の中で私が説明をし、答弁を求めたようなものではなしに、もっと広く、底の深い問題として、長年この問題を取り上げて、郵政情を、また、要求もされてきていた問題です。その点を十分一つ考慮されて、この行政組織法の改正案が通過した場合には、抜本的にと言いたいところでありまして、私どもの期待をする改正ができるように努力をされるように要望いたします。私は質問をまず終わりたいと思いをとめて。

この法律の内容は、これは国家公務員に関する問題ですが、それに準じて地方公務員の問題が出てくるのですが、地方公務員の場合、国家公務員と違つた大體状態にあると思ふのです。国家公務員の場合は、現業関係と一般職員とを区別をしておるのですが、地方公務員の場合はどうも必要がないと思ふのです。すべて条例規定で自治省当局はどう考へておられるか。

○説明員(今枝信雄君) 今回の国家行政組織法等の一部を改正する法律案によりまして、国家公務員は定員規制について根本的な改正が行なわれる予定でございますが、地方公務員の場合には、従来、地方公務員制度については、国家公務員の制度に準じてこれを規律して参つたのでございます。御指摘のように、現在地方公務員の定数管理につきましても、地方自治法、あるいは地方教育行政の組織及び運営に関する法律等、地方行政に関する諸法令で、常勤の職員については条例で定める、こういう建前をとつておるのでございまして、定員規制の方法をいたしましては、国家公務員について行なわれようとしております定員規制の方法を、そのまま地方公務員に採用いたしまして全然差しつかえないわけでございます。そういう意味におきましては、地方公営企業の職員の定数をきめる場合に、条例によらないで、他の法形式、たとえば地方団体の附則等によつてきめるという方法があろうかと思ひます。しかし、地方団体の場合には、条例の制定、改廃の機会が、国と違ひまして、地方自治法上も、少なくとも地方公共団体の議会は、年四回の定

例会が法律上要求されております。その他臨時議会の招集も比較的容易でございますので、現在の段階において、条例規制のままで国と同じような運営、国に準じた定数管理の運営ができるのではないかと、もし実際の運営に支障があるようであれば、将来自治法あるいは地方公営企業法等の改正について再検討してみたい、現在ではさうに考えております。

○山本伊三郎君 大体それで私も了解するのですが、なお一そう念のため、公営企業関係については、もう言われる通り、特殊な事情はあるけれども、条例によっても、あえて手続上も問題ないからそれでいい、これはどうなんですか。

なお、いわゆる単純労働者ですね。こういう関係で、それも国家公務員の現業というような観念でおるのじゃないかという、そういう心配をする人もあるのですが、われわれそういうことは絶対問題ないと言っているのです、その点についてどうですか。

○説明員(今枝信雄君) 国家公務員の場合の現業も、現在の段階では企業関係に限られておるようでございます。もともと地方公務員の場合には、国家公務員の制度と違っていて、御指摘のように、単純労働者の制度がございまして、身分、取り扱いにつきましては、企業職員と同じ扱いをいたしておられます。定数管理の点につきましては、単純労働者でございまして、その職が恒常的な職であり、かつ、それを埋めておる人が常時勤務する者であるならば、これは本来定数内の職員として処遇すべきもので、従って、現在の段階では、やはり他の職員と同じように、

るに、条例をもって定数を定めるべきものと考えております。

○山本伊三郎君 それでわかりました。それで、次に具体的な問題ですが、公共事業で支弁のいわゆる職員ですね、これがいづれ問題になるのです。従って、この人々に対しても、いわゆる公共事業支弁だからといって別扱いせずに、恒常的に必要な職員については定員内にやる、こういうこの本法改正の趣旨というものは、そのまま地方公務員にも適用——準じてやるということとは間違いないのです。

○説明員(今枝信雄君) 地方公務員の場合に、その給与がどの程度で支払われておるかということと定数化の対象にすべきものとの間には、理論的には直接の関係はございせん。私どもは、その給与がどこから支払われておるかという点にかかわりなく、職の内容について検討して、定数内に入れるべきものは入れることにいたしたいと思っております。また、実際問題としていたしまして、現在公共事業費で支弁をされておられます職員について、相当数のものが定数内の職員としておるわけでございます。ただ、若干のものを支弁されておる、公共事業費の中から予算で必ずしも統一はできておりませんので、若干の問題は残るかもしれないと思ひます。私ども、今回国が定員規制の改正とあわせて、定員内の繰り入れの措置に準じてやられる方法で定数内繰り入れをやりたいと考えておりますが、なお若干の問題は残るであろう。その問題点については、引き続きいて詳細な検討をいたしまして、根本

的な解決をはかっていきたい、かように考えております。

○山本伊三郎君 次に、いわゆる地方公務員法の十七条採用の職員というところですが、これはもとよりいわゆる定員内にすべきものであるという私は法律解釈をしておるんですが、これが多くはやはり定員外に残されて、非常に待遇上も実際困っているんですが、今度の改正については、この点はいわゆる恒常的な必要職員であることは間違いないのだから、あわせてこれはいわゆる定員内に入れるという方針には間違いないですね。

○説明員(今枝信雄君) 御指摘のように、地方公務員について、定数外職員として問題になっておられますのは、地方公務員法第十七条に基づいて採用されて、その採用の際に、期限付という形でやられておるものが問題になっておるわけでございます。それから、それらの職については、もう一度この機会に根本的に再検討をいたしまして、本来定数内職員をもつて充てるべき職のものについては定数内に繰り入れて、期限を付さないで、十七条に基づいて採用する、そういう方式を確立すべきものだと考えております。

○山本伊三郎君 おそらく本法が改正されて、地方公務員にこれが準じられる際に、一番ここに問題が集約されてくるのじゃないかと思ひます。今言われた答弁は、その通りだと思います。ただ、現実的な問題としては、やはり検討する場合に、除外される者が多く出るのじゃないかと思ひます。最初期限付そのものは、私は法律にかなわないと思ひているんですが、たまたま期限付になっている人が多い

ですね。しかし、恒常的に必要のある職員であることは間違いない。この点は今の地方自治法なりその他の法令によつて、自治省自身は直接命令権はないけれども、各法令に従つて、強くこれを指導してもらいたい。でないと、この法律が改正されても、地方公務員は非常に恩恵を申しすか、法の改正の趣旨が徹底しない場合がありますから、この点強く私は要望したいと思ひますが、その点どうですか。

○説明員(今枝信雄君) 実は、国家公務員の定員外職員の定員繰り入れの問題が起りました昭和三十三年以来、地方公務員の定数外職員の繰り入れにつきましても、国家公務員の場合に準じて例年措置をして参つたのでございす。今回は、定員規制の方法が根本的に変わることとあわせて定員繰り入れが行なわれるのでございす。従いまして、地方公務員の取り扱いにつきましても、この法案が成立をいたしましたら、その法律の趣旨、内容に十分そはまらして、あらためて地方団体に十分その趣旨を説明をいたしまして、従来とはまた違った新しい観点から行政指導を行ないたい、かように考えております。

○山本伊三郎君 それではよろしいと私はまあ言うわけじゃないですが、ただ問題は、国家公務員のように、法律が変わつたら直ちにそういうことになるのじゃないかと、やはり地方自治団体、いわゆる地方自治の建前から各地方団体の方でやられるのですから、往々にして、やはり全国的な実情を見ると、相当文句のある自治体もあるらしいのです。その主とした原因は、やはり財政上からくると思ひます。従つて、財政さえある程度豊かではないが、それがいけるようであればやりたいという市町村が多いわけです。そこで一つの問題が出てくるのです。従つて、私は、その点もあわせて、自治省として、せつかく国家公務員にこういう法律改正がされて、四万七千の相当多数の定員内繰り入れが実現するのだから、地方公務員の場合もそれに匹敵する人がおるのだから、そういう場合に、財政上の都合だからということでは、これが除外されるということとは、これは当人にとつても、また、地方行政の水準を上げる上からいっても、私はいけないと思ひます、この点は十分指導してやつてもらいたいと思ひますが、その点確約をしてもらいたいと思ひます。

○説明員(今枝信雄君) ただいま御指摘のように、地方公務員の定数外職員を定数に繰り入れる場合には、御案内の通り、国家公務員の場合よりも、実は財政的には相当多額のものが必要になります。これはまことに申しわけないことでございす。現在の定数外職員の処遇が、一般的に申し上げまして、定数内職員よりはかなり低いものになっております。そういう関係で、定数内に繰り入れる際に、処遇の改善をあわせてやるために、相当多額の経費を要することになると思ひます。そういうところから、御指摘のように、財政上の措置がこれに伴わないので、趣旨はわかるが、実現はなかなか困難だという声があることも事実でございす。そこで、昭和三十六年度の地方財政計画におきましては、国の措置に準じまして、定数外職員の問題を根本的に解決できるようにという財政計画は

一応樹立してございます。従いまして、三十六年度の地方財政計画では、従来、定数外職員給与という一段を設けて計上してござりました経費はなくなつておりまして、本来の給与費の中に繰り入れ、また、一部は事業費等の中に繰り入れることによりまして、財政計画上は定数外職員はゼロだ、こういう仕組みの財政計画を樹立いたしておりますが、また、御案内のように、若干最近では地方財政も好転をしておる時期でございますので、この問題の根本的な解決をはかる時期としては最も適した時期ではないか、こういうことでございますので、自治省といたしましては、できる限りの行政指導をやりたい、かように考えております。

○委員長(吉江勝保君) ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(吉江勝保君) 速記をつけ

他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(吉江勝保君) 御異議ないと認めます。

それではこれより討論に入ります。御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。

なお、山本君から、委員長の手元に附帯決議案が提出されております。本附帯決議案は討論中にお述べを願います。

○山本伊三郎君 本案につきましては、十九条を中心に、幾多問題はございます。しかし、行政管理庁長官を初め、当局のいろいろの質疑応答の中

で、相当誠意のある答弁もありました。従つて、私は、次の附帯決議を付して本案に賛成したいと思ひます。

国家行政組織法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

議案
一、第十九条第一項の「恒常的に置く必要がある職」については、職種によつて差別したり、除外したりしないこと。

二、この法律により定員繰入れに当つては、職種、性別、年齢、學歷等にとらわれず、経験年数を尊重して繰入れること。

三、第十九条第二項の職員は給与その他一切の勤務条件の上で同条第一項の定員と差別しないこと。

四、本年度残された定員外職員の調査に当つては調査様式、調査方法等について関係行政機関及び関係労組の意見を十分参考として行なうこと。

なお、国立大学及び附属病院、研究所等の定員外職員については、この際とくにその実情を明確にし善処すること。

五、地方公務員の定員規制及び定員外職員の定員内くりいれについても、国家公務員に係る措置に準じて行なうこと。

以上であります。

○委員長(吉江勝保君) 他に御意見もないようでございますが、討論は終局したものと認めて御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(吉江勝保君) 御異議ないと認めます。

それではこれより採決に入ります。国家行政組織法等の一部を改正する法律案の問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(吉江勝保君) 全会一致でございます。よつて本案は、全会一致をもつて、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、討論中に述べられました山本君提出の附帯決議案を議題といたします。山本君提出の附帯決議案を本委員会の決議とすることに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(吉江勝保君) 全会一致と認めます。よつて山本君提出の附帯決議案は、全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

なお、本院規則第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成につきましては、慣例により、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(吉江勝保君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

次に、ただいまの附帯決議に対し、小澤行政管理庁長官から発言を求められておりますので、これを許します。

○國務大臣(小澤佐重吉君) ただいま附帯決議にありました一項ない六項につきましては、できるだけ御趣旨に沿ひまして、遺憾のないよう期すつもりであります。

○委員長(吉江勝保君) 次に、先刻の防衛庁設置法の一部を改正する法律案

及び自衛隊法の一部を改正する法律案の質疑をこの際行ひたいとします。

○山本伊三郎君 ちよつと質問が中絶して腰を折られたようでありますが、あまり時間もないようですから、私、もう一つだけ。実は、これは普通であれば大きい声をあげて長官に迫りたいのですけれども、一つこの点だけ明らかにしたいと思ひます。

実は、本年の三月二日の本委員会において、私が西村長官に質問した際に、これは御記憶もあると思うのですが、福井の地方連絡部の業務班長の例をとつて、防衛庁の政治活動についてどうかという質問をしたことがあるのです。従つて、これをいろいろ追及すると問題はありますが、私はこの点だけ明らかにしてもらいたいと思ひます。

これは下村委員が賛成のいわゆる発言もしておられるのです、この議事録を見ると、まあそういうことは別として、私は、将来問題になるからこの人をどうせよ、こういう質問は、じゃないのです。自衛隊の運営上、政治活動にタッチできる限度について私は質問しておる、こういう趣旨ですとやっておる。それがまたまたいわけると具体的な問題に入つて答弁されておる。私は今そういうものを問題にしようと思つておらない。そのときの國務大臣の答弁の中に、こういう一節があるのです。「紀元節復活運動は、これは一つの政治的なテーマでございます。従つて、執務時間中にそれが音頭をとつて非常に激しくやるならば、これは一つの注意すべき問題でございます。ただし、紀元節の運動自体も、個人の自由の面でございます。従

も、社会常識で許される程度ならば、これはあえてかれこれ言うべきじゃないと思ひます。云々、こういう答弁があるのです。もう一つ、下へ下がつて、私の質問に大臣は答えて、「私は、従ひまして、具体的な事案になりま

と、事実を認定して、しかもそれを一つの常識なり法令から限度をきめて参らなきやありません。従つて、一般論としてここでは御答弁申し上げるわけでありまして、一般原則といたしましては、自衛隊員でありまして、政治上の問題に対して、発言の自由、行動の自由のある場合もあるものであります。その限度内で、しかも職務に支障がないこととは、私は、これが私の解釈でございます。こういう答弁がおります。少なく

とも、この当時の論争といひますか、情景を浮かび出さぬと問題は把握しにくいのですが、私は、もう過去のことにはあまり言わないのですが、ただ、この前の池田総理が見えたときに、私は、自衛隊のいわゆる指揮監督の問題で質問したことがあるのですが、そのときに林法制局長官が私に答えて、これも一般公務員だから、行政上の責任者である総理大臣がすべてを指揮監督するというのは憲法上の規定である、こういう答弁があった。そういうところから一応自衛隊の性格といふものが明らかにされてきた。そこで、私が聞きたいたのは、西村大臣が言われる「一般原則」といたしましては、自衛隊員でありまして、政治上の問題に対して、発言の自由、行動の自由のある場合もあるものであります。といひます

が、これは一体どういふものを長官として予定されておるのか。これはたと

と

えはでありますから、一つでけつこう
ですから、それをちよつとお答へ願ひ
たい。

○国務大臣(西村直己君) 自衛隊員で
あります。国民の一人でありま
す。従つて、憲法の保障はあるので
ございます。もちろん憲法の保障の中
で、今度は法律上の制約があるわけ
でございます。従つて、自衛隊員の政
治上の発言、あるいは政治上自由なる行
動、一番端の事例としては選挙権の
行使であらうと思ひます。

○山本伊三郎君 私はいふことを
言つてない。選挙権はもろろ全部あ
るのですが、特に公務員、自衛隊員に
は一つの法律の規制がある。私はこ
で一般論を言つてゐるのです。将来問
題になると、自民党内部でも問題に
なつておるのです。自衛隊の問題で
なく、一般公務員の問題になつてお
るのですから、従つて、私は、紀元節復
活運動とか、そういうものは一つの政
治テーマであるから政治活動だらうと
いうことは、これはだれにも認められ
るのです。それを、ただその時間中
で、時間外であれば、これは当然だと
いう、こういう内容になつておるの
です。それに間違ひないかといふこと
を確認できたらいひのです。

○国務大臣(西村直己君) もろろ具
体的問題として参ります。現地でた
とえば会合がございました。それが紀
元節そのものの会合であるか、ある
いは護国神社の祭礼といふものをや
つてゐるか、そういうものに対して列
席したとか、そういう場合もあります
。具体問題になりますと、先般申し
ましたように、具体的な実情に当たつ

見解をきめなければならぬのでありま
す。一般論をいたしましては、従つ
て、政治上の行動は自衛隊法で制約を
受けております。その範囲内しかでき
ないと思ひます。それは当然のこと
だと思ひます。法律の範囲内におい
てということ、法律で認められた一つ
のものが、自衛隊員は一つのある制約を
受けておりますから。

○山本伊三郎君 私は、はっきりして
おきたいのは、一応紀元節が問題にな
つてゐるのですが、この復活運動は、
野党が反対、与党は賛成、自民党は賛
成だといふことで運動を展開してゐ
る。これは一つの政治問題だと私は解
釈してゐるのですが、それについては
どうなんですか。この個々の問題で
なく、一般的の問題です。

○国務大臣(西村直己君) 紀元節の問
題でございますが、紀元節の問題につ
きまして、私は、個人として意見を
持つといふことは許されたる自由だ
と思ひます。

○山本伊三郎君 私は意見を言つてお
らないのです。そういう運動に参画
し、行動するといふことがどうであ
りますかといふことです。

○国務大臣(西村直己君) ですから、
その運動に参画することといふふう
に抽象的にいふならば、たとえば
それが露骨な運動であつて、はつきり
それ自体を目的にしてゐるような運動
は、法令上問題にならうと思ひます。
政治的主張を直接実現するための
運動、ただ、それがたまたま何と申
しますか、人間ですからいろいろなつ
ながりがありまして、その場合に、職務
の合間をみて、たとえばその会合は、
私はよく知りませんが、何か具体的に

一つの護国神社の慰霊祭とか何かの場
合に出て行つてそういうところで参加
する。しかし、その運動には紀元節の
問題も一つ入つてゐるといふような場
合にまで、そこまで一々追及すべき
かどうかといふと、ちよつと私は疑問
があるのじゃないかといふのが先般の
答弁であります。

○山本伊三郎君 私は、個人の問題
はどうかといふことは私の趣旨では
ない。自衛隊員の政治活動に対する場
合の問題についての問題を言つてゐる
のですが、私はそれで具体的な問題をあ
げてゐるのです。その場合に、あなたが
いろいろ言われますが、紀元節復活運
動といふものは各地でやられる。二月十
一日には、いろいろ復活ののほりを立
てて神社に示威行進をやられます。実
際やつてゐるのです。そういう中
に入つてやることが、個人の問題では
ない、そういうことが自衛隊として許さ
れるかどうか、これを私は具体的に聞
いてゐるのです。それだけです。事実
があるなしは別です。一般論でいいの
です。

○政府委員(加藤陽三君) ちよつと私
から、自衛官の政治的行為の点につ
きまして、大臣の御説明を補足して申
上げたいと思ひます。

これは先ほどから大臣もおつしや
つておりますが、今の自衛官は昔と違
ひまして、昔は軍人は、軍紀軍令に抵触
しない限り、憲法を履行をするといふ
ことになつておつたのであります。こ
れは一般的に基本的な権利を持つてゐ
る。ただ、公務員という立場におい
て、法律で制限された限度においてし
か行なつてはいけないといふこと
になつてゐるわけでありまして。そうして

自衛隊法の六十一條に、「政治的行為の
制限の規定がございします。これは、隊
員は、政党又は政令で定める政治的
目的のために、寄附金その他の利益を求
め、若しくは受領し、又は何らの方法
をもつてするを問はず、これらの行為
に關与し、あるいは選挙権の行使を除
く外、政令で定める政治的行為をして
はならない。」そこで、この政令が自衛
隊法施行令の八十六條、八十七條に書
いてあるわけがございします。八十六
條におきまして政治的目的の定義をきめ
ておりました。第一号から第八号まで
書いてございします。そこで、この中
で第一号、第二号、第三号、第四号、こ
れは今の問題には關係ないと思ひま
す。第六号、七号、八号も關係ないと思
ひます。八十六條の五号が問題になる
のじゃないかと思ひます。第一号
は、「選挙において、特定の候補者を支
持し、又はこれに反対する。」これは關
係ない。第二号は「最高裁判所の裁判
官の任命に關する国民審査において、
特定の裁判官を支持し、又はこれに反
對する。」第三号は「特定の政党その他
の政治的団体を支持し、又はこれに反
對する。」第四号は「特定の内閣を支持
し、又はこれに反対する。」これは今
の場合には問題にならないと思ひま
す。

第五号が、「政治の方向に影響を与え
る意図で特定の政策を主張し、又はこ
れに反対する。」まあこれが問題にな
るんじゃないかと思ひます。第五号は
「国又は地方公共団体の
機関において決定した政策の実施を妨
害すること。」第七号は、「地方自治法
に基く地方公共団体の条例の制定若し
くは改廃又は事務監査の請求に關する
署名を成立させ、又は成立させない。」

第八号が、「地方自治法に基く地方公共
団体の議会の解散又は法律に基く公務
員の解職の請求に關する署名を成立さ
せ、若しくは成立させず、又はこれら
の請求に基く解散若しくは解職に賛成
し、若しくは反対する。」これは關係
がない。結局その第五号が問題にな
つてゐるわけがございします。この第五
号の解釈につきましては、人事院の方
の解釈を見ますと、ここで「政治の方向
に影響を与える意図」と申しますのは、
日本国憲法に定められた民主主義
政治の根本原則を変更しようとする意
思をいふといふのが人事院の解釈で
ございします。それから、ここに書いてあ
ります「特定の政策」といふのは、政
治の方向に影響を与える程度のもので
あることを要するといふのが人事院の
解釈であるようございします。そうい
たしますと、今の紀元節の問題は、八
十六條の第五号に該当するかどうかと
いうことございします。まだこれは
もう少し私自身もよく研究してみな
ければいけないと思ひますが、今一応
の考え方といたしましては、もし人事
院の解釈の方をとるといたしますと
ば、これはここに該当しないんじゃない
かといふふうになつてゐるわけござい
します。

それから、今の勤務時間内外の問題
は、これは政治的行為の禁止の問題と
は別でございまして、これは自衛隊法
施行令八十七條の第二項、これは百十
五ページにございします。これは勤務
時間外において行なう場合でも、やは
り政治的行為についてはいけないとい
ふことになつてゐるわけございしま
す。問題は、やはり今の運動自体が八
十六條の五号に該当するかどうかとい

うことで判断すべき問題であらうといふに考へます。

○山本伊三郎君 長官にお伺いします、今、官房長がこれに該当しない、こういう見解を明らかにされたのです、が、こういう例は、単にこれは自衛隊だけじゃなく、いろいろ影響してくる問題ですから、われわれとしては紀元節復活の問題については、これは政治問題であるといふことは、これはもうだれしも私は理念されておると思う。それが政治問題じゃないんだ、これに該当しないんだという解釈で、そういう方針であるんだという政府の方針がはつきりすればそれでいいんです。それを一つ。

○国務大臣(西村直己君) 一つの私は政治上の問題ではあると思ひます、紀元節の施行というは、法制化をはかる、いなという問題は、私は法律に許されたる範囲あるいは抵触しない範囲においてといふも御答弁申し上げておきます、自衛隊法で制約を受けておりますから、それで自衛隊法の政令で、該当は何か、政令の八十六条の五号、この五号は、一応やはりこういうものは、公務員全般をいろいろの意味で統制している人事院の解釈といふものを一応尊重して参るといふことになりまして、ただいま官房長が、人事院としての解釈でいくならこれは該当しないのじゃないか、こういう解釈になつておるのであります。

○山本伊三郎君 私は、その点については、これが公務員といふことも、この民主憲法においては、広範なこういう解釈で意見を發表し、行動するといふことは、私は賛成なんです。政府はそういう見解に立っているならば、私は

そうあつてもいいと思ひ、限度の問題はありますけれども、ところが、一方ではそういうことのないような措置のとられる場合も往々ある。それが防衛庁の解釈はそうだとすることは、私は許しません。政府の見解としては、西村国務大臣がその言われるならば、私はそれでよろしい。従つて、その点だけははっきり確認しておきたいと思ひます。紀元節復活の問題は、どうせこれは政治問題になつてくるのです。当然なつてくる。それだけがこれはそれに入らないのだという見解がはつきりすれば、私は、政府がこういう寛大な解釈でいくというものであれば、それに類する行為といふものはたくさん出てきますから、この点も一回一つはつきりしておいて下さい。

○国務大臣(西村直己君) 私どもは、これは一つ公務員の立場で統制しております人事院の解釈といふものの基準を一応として御説明申し上げておるわけでありまして、その自然、政府としては、自衛隊に対して自衛隊法を解釈する場合に、人事院の解釈を基準にして解釈をしていく以外にないと思ひます。

○山本伊三郎君 私は、人事院の解釈といふは、これは処分する場合は任命権者である政府であり、あるいはその他の公務員を所掌している側が認定して処分するのです。人事院の解釈がこちらだからといって、私はこれで済む問題じゃない。法的解釈だけでこの論争をしていない。これがそういうことであつた方は、そういう行動が第五号に該当しないのだ。しかし、これは後ほどどういふ問題が出たときに、いろいろまた刑法上の

問題も出てくるかも知れませんが、その場合に、今の答弁を政府がどこまでもそれを主張してもらいたいといふことが保証できるならば、私はそれで納得します。

○国務大臣(西村直己君) 私、先ほど申しました人事院の解釈を基準に自衛隊法を運用して参る、この通りでございまして、そう受け取つていただきたいと思ひます。

○山本伊三郎君 私は、もちろん西村長官は自衛隊の關係の国務大臣ですが、実は、これは池田総理にあのとき、時間があればこれを一応聞いておきたかつたのですが、今度のILO条約の批准をめぐつて、政治活動については相当問題が出ておるのです。それが自衛隊といふ僕は一応の概念でいへば、一般公務員よりも、政治活動については、ある程度厳格に規制される自衛隊であるといふ認識しておる。しかし、今の憲法上からいくと、それは区別できない。区別できないのだけれども、同等としても、そういう解釈でいけるならば私はそれでよろしい。だからその点についてはまあ答弁されましたが、紀元節復活といふ問題は、私は政治問題であると思ひますが、政府は、ない、という見解である。そういうものについては容易にこの第八十六条第五号は適用されないのだ、こういうことははつきりした答弁をされたら、それでけっこうです。

○国務大臣(西村直己君) もう一度申し上げておきますが、政治問題として私は私認めておりますが、この法律に該当するかどうかといふことになつてくると、該当しない、これはそのためには人事院の解釈等もわれわれは援用

していただくわけでありまして、この政治目的とはややはずれている、こういうふうな解釈しておるわけでありまして、○山本伊三郎君 それについては論争すればいいのですが、こういう寛大な考え方が政府の見解であるといふことであれば、それでけっこうなんです。私は、それを無理に、これは違反だといふことを押しつけようといふ考えでもないし、質問の趣旨じゃないのです。そういうことで一貫していかれるならば、これは間違いないように、あのときはどうかといふことを言われないうちにしていってもらいたい、こゝろ思いますから、念のために一つ。

そこで、それについて、私はこういう問題はある取り上げたくないのですが、私はこの問題を取り上げたのは、そういう公務員の自衛隊の政治活動についていろいろ問題が出てくる、それを心配してこの委員会でも取り上げた。それに対して私は、従つて議事録を見ていただくわけですが、名前前は言つておらない。私は自衛隊の個々の一人々々をそんなじめたりする考えは毛頭持っておらない。ところが、本人は新聞を見たかどうかからぬが、こういう投書をおこして。三月二日参院内閣委員会に於て貴官は、小生が二月十一日、休暇も取らず一日中、建国記念日行事に當つて居た旨、防衛庁長官に申されし由なるが、御承知の通り二月十一日は土曜日であり、午後は休務であり、小官は午後二時より三時までの間、個人として建国記念日奉祝祭に参加した者である。これはまあ内容は私は何も調べてくれとは言いませんが、自分は時間外だけれども一時間やったといふことを

ここで言つておるんです。しかし、これはこの人は時間外といふことを言うのが趣旨じゃない。時間外であつたから、私は決してそんなことはない、と、こゝろ言つておる。そのあとにこゝろいふことを言つておるんです。そういう事実を反し、小官の名譽を傷つけたものであるから、何らかの方法で取り消してもらいたい、訂正されたい、こゝろいふ文書がきておる。私はこゝろいふものを追及しない。したくないんです。長官として一べん考えておつてもいい。これは自衛官であらうと大臣であらうと、どういふ人であらうとも、国政に影響する問題であれば、どういふことでも、私は名前をあげないけれども、汚職の問題であれば、名前をあげてでも、裁判所の最後の判決が出るまではそれは罪人とは言えない。しかし、そういうものを私はこゝろいふ趣旨で名前を言つておらないけれども、こゝろいふ文書を投書として出しておる。で、私は、防衛關係の問題についてこゝろいふことがある場合に、自衛官の問題でどういふ問題があつても、触れるといふことは、われわれの言論を制約されておる、こゝろ思ふんです。私はだからといって何もこの人をあなたの方が処分せよとか、これをどうかせよとは言わないんです。そういうことを私はいろいろ言つたけれども、一般の公務員のことでも、大臣のことでも、次官のことでも、相當言つておりますけれども、こゝろいふことを言つた人はいないんです。しかし、ほんとに本人の全然無根な、要するに罪人なら罪人であるとか、こゝろいふことを言つて誣告したようなことであつたとしても、

ここで言つておるんです。しかし、これはこの人は時間外といふことを言うのが趣旨じゃない。時間外であつたから、私は決してそんなことはない、と、こゝろ言つておる。そのあとにこゝろいふことを言つておるんです。そういう事実を反し、小官の名譽を傷つけたものであるから、何らかの方法で取り消してもらいたい、訂正されたい、こゝろいふ文書がきておる。私はこゝろいふものを追及しない。したくないんです。長官として一べん考えておつてもいい。これは自衛官であらうと大臣であらうと、どういふ人であらうとも、国政に影響する問題であれば、どういふことでも、私は名前をあげないけれども、汚職の問題であれば、名前をあげてでも、裁判所の最後の判決が出るまではそれは罪人とは言えない。しかし、そういうものを私はこゝろいふ趣旨で名前を言つておらないけれども、こゝろいふ文書を投書として出しておる。で、私は、防衛關係の問題についてこゝろいふことがある場合に、自衛官の問題でどういふ問題があつても、触れるといふことは、われわれの言論を制約されておる、こゝろ思ふんです。私はだからといって何もこの人をあなたの方が処分せよとか、これをどうかせよとは言わないんです。そういうことを私はいろいろ言つたけれども、一般の公務員のことでも、大臣のことでも、次官のことでも、相當言つておりますけれども、こゝろいふことを言つた人はいないんです。しかし、ほんとに本人の全然無根な、要するに罪人なら罪人であるとか、こゝろいふことを言つて誣告したようなことであつたとしても、

ここで言つておるんです。しかし、これはこの人は時間外といふことを言うのが趣旨じゃない。時間外であつたから、私は決してそんなことはない、と、こゝろ言つておる。そのあとにこゝろいふことを言つておるんです。そういう事実を反し、小官の名譽を傷つけたものであるから、何らかの方法で取り消してもらいたい、訂正されたい、こゝろいふ文書がきておる。私はこゝろいふものを追及しない。したくないんです。長官として一べん考えておつてもいい。これは自衛官であらうと大臣であらうと、どういふ人であらうとも、国政に影響する問題であれば、どういふことでも、私は名前をあげないけれども、汚職の問題であれば、名前をあげてでも、裁判所の最後の判決が出るまではそれは罪人とは言えない。しかし、そういうものを私はこゝろいふ趣旨で名前を言つておらないけれども、こゝろいふ文書を投書として出しておる。で、私は、防衛關係の問題についてこゝろいふことがある場合に、自衛官の問題でどういふ問題があつても、触れるといふことは、われわれの言論を制約されておる、こゝろ思ふんです。私はだからといって何もこの人をあなたの方が処分せよとか、これをどうかせよとは言わないんです。そういうことを私はいろいろ言つたけれども、一般の公務員のことでも、大臣のことでも、次官のことでも、相當言つておりますけれども、こゝろいふことを言つた人はいないんです。しかし、ほんとに本人の全然無根な、要するに罪人なら罪人であるとか、こゝろいふことを言つて誣告したようなことであつたとしても、

一般自衛官の行動に対して、長官に対してこれはどうかというのを質問するのについて、そういう制約を受けなくちゃならないか、この点についてどう考えますか。

○国務大臣(西村直己君) 具体的に私は事実を存じませんし、それからまた、その手紙の趣旨もどういふ手紙であるか知りませんが、自衛官が新聞等を見まして、そして個人の意見をどなたかに手紙で送ることも、また個人の、本人の自由の範囲内じゃないかと私は思うのであります。それが恐喝に当たるとか、それがあなたの国会における言動を何かの力で制約するということなら別であります。そういうことは、今お読みになった範囲内では感じないのであります。ただ個人の意思を言ったのじゃないかと思うのであります。

○山本伊三郎君 個人の意見を言うことは、これは自由でしよう。しかし、この国会で、自衛官の問題で問題にしているのに、現職のそういう人が、それが名誉棄損だからこれを訂正してもらいたい、これは一つの何です、意見じゃない、要求なんです。そういうものがあり得ないかどうかという問題です。自衛官の問題でわれわれがどういふことを言うかというところは、これはもうわれわれとして、そんな人のことを罪に落とすために発言しておらない。自衛官のあり方についてどうかというのを、われわれが審議する中で、それがたまたま新聞に載って、そうして自分だということを想像して、そうしていわゆるその当人にそういう手紙を出すというところは自衛官だけです。ほかからたくさん投書がきま

すけれども、これは正常な民主主義の国会を運営する場合に妥当であるかどうかという問題ですね。こういう点で、もう依然としてそういうことがあっても、個人の権限であるから、もうそういうことはいいのだ、こういうことであれば、私はもう大体あなたの考え方はわかりますから、その点確認して下さい。

○国務大臣(西村直己君) 手紙をいただいて、その文章を精細に調べたわけじゃありませんけれども、私のお受けしました感じでは、あなたに対して、その特定の個人の意見を述べたと思うのであります。私どもが、国会を通じて、名前を隠して、かなり脅迫的ないろいろな投書がよくあるのが例でございいます。いんや、本人がむしろはつきり自分の名前を出していわれたというものが、これは個人として正々堂々としていいのじゃないかと、それに対して一つあなたの方で弁駁があるなら、また大いに弁駁なさる節があるのじゃないか。私は、それがあなたの国会活動なり、言論の自由を束縛しておるとまでは了解しにくいのであります。

○山本伊三郎君 あなたが防衛庁長官でなくて、一般のいわゆる国務大臣、あるいはまた次官としてそういうことであれば、私はまあそれでいい。あなたの支配している部下が、そういう問題をわれわれは押さえておるとは、そんなことは私は考えておりません。おらないけれども、そういうものに等しいような、訂正を求めるといふ行為が、私は本人が名前を出しているかどうか、これは問題でない。そうだったら問題

にしない——これは一般の無記名の投書というものはたくさんくるのです。脅迫がくるのです。それはあなたも同様だと思ひます。すなわち、そんなものは問題にしていない、それを正々堂々とやられることについては、むしろいいのじゃないか、こういうことを長官自身が奨励するようなことを言われておるが、私はそうとていいです。

○国務大臣(西村直己君) 私は、別に奨励をしているという意味じゃなくして、それが非常に圧力を加えてくるからけしからぬじゃないかというが、そこまでの問題じゃないかというが、こゝういふふりに私は受け取っております。普通の常識の範囲内で考えていただく以外にないのじゃないか、こゝう思うのであります。ことに、国会の発言は公開の席上でやるのでありますから、また、それに対して関係者なり、関係者外の者が幾らでも自由な発言をすることは、私は押さえるわけにいかないと、こゝう思うのであります。

○山本伊三郎君 国会議員の言論もそれが押さえるか、そんなことは問題にならぬ。私はそういうことを言っているのじゃないのです。脅迫の文書はどるあろうとも、国会議員として、国政に参加することを許されている一員とすれば、たといそれがどうであらうとも、やっぱ堂々と所信を披瀝して、たすけはたし、間違ひであれば、これは間違ひだとして言うのが、これは政治家の本領ですよ。私はそういうことを言っていない。私は、そういうことが認められるとすると、われわれとして自衛官の問題についていろいろ討議するが、そういう行為が、長

官がそういう答弁をされると、そういうことを奨励しておるかのごとくこれは受けるのじゃないか。あなたがやはり総帥なんです。部下がそういうことをやることについては、それはもう当然個人の権利であるからいいのだと、そういうことを言っておられるかどうかというのです。

○国務大臣(西村直己君) 私は、これはきわめて常識的に受け取り願いたいのであります。私の方からあえてこれを奨励するという意味じゃございません。また、これが私の言葉を通して速記録にも載り、また、あるいはマス・コミの手をもつて本人の手に渡るでありましよう。私ははつきりそれを奨励する趣旨でもないが、同時に、また憲法上、各人は自分の意見というものを、特定の個人または一般に述べた権利を持っておられます。それを防衛庁長官として押さえるわけにいかないのではありません。この点は御了解いただけると思うのであります。

○横川正市君 関連。これは私は、長官はちよつと事実を弁護するという立場じゃないけれども、いささか間違つてとられているのじゃないかと思うのです。いわば三才の童子が、自分のしたことに對して反省はしないから、親から何かたしなめられたらむくれてすねた、こゝういふようなものに該当する事項だから、そういうようなことがあつては困るという事実にとつてあなたの答弁がされるならば、山本委員も私は了承すると思うのです。事実、新聞の記事を読んで、「小官の名譽を傷つけられたものである。何等かの方法により訂正され度希望します。」まあ希望意見を述べたといえはそれま

でのごとです。事の起こりというものは根が深いのです。紀元節に賛成する者と紀元節に反対する者と、そうしてその結果が、まあ該当するかしないか、あなたの判断にまかせなければいかぬけれども、親が何かの形で誹謗されたら、その子供が逆の意味で報復手段をした、これが淺沼事件の結果ですよ、出てきたのが。しかし、その結果をわれわれはこのことによつて生むとは思わなければ、少なくとも、反抗する意思の中には、こゝういふものが自衛隊の中に少しずつでも育っているのじゃないか、この中からこゝういふ考え方というものが持てるといふのです。そこで、あなたは、今の自衛隊の育て方というものが、国内における自衛隊に對して反対する勢力に對しては、これは反抗しない、こゝういふ考え方のものを考へているならば、すねた子供を、よし、もつとすねろ、すねろといふことになる。しかし、新聞記事を見てこゝういふことを書くこの人は、相当気持の上では、やるかたない気持といふものを少なくとも書いたと思う。それをどう一体判断するかと聞いているのであつて、その点は誤解をしないように私は答弁すべきだと思ひるので

○国務大臣(西村直己君) 私も防衛庁長官として、きわめて冷静に——ただ手紙の内容そのものを見ておりませんが、お読みになった限度におきましては、自衛隊員といへども、憲法上の保障された発言の自由はあると思う。その限度内においてやつていくことは差しつかえない。ただ、これを奨励すべきかどうか、こゝういふことではございませぬ。きわめて常識的なことだと思ひ。ただ

問題は、もちろん事実が、それと違っているのを、それを隠してやるとかやらないとか、具体論になって参りますと、これは一つ一つのケースでその人の態度というものを長官として私は批判しなければなりません、一般論として、国会での自衛隊あるいは自衛隊員の行動についての批判が新聞に載ったという場合において、意見を何らかの形で発言することを、防衛庁長官はそれはいいかぬのだ、こう言いわけには参らぬかと思ふわけでありませう。

○横川正市君 私は、一般論としてこういう事実があるかどうか、しかも、その人の意見を述べてきたというのならば、この問題はあなたの言うように処理するべきものだと思うのです。しかし、あなたの立場から、この問題を見たときには、隊内の中に、反抗的なそういう事実があるならば、常にすぐ文書をもって相手側に訴えなければ自分の気がおさまらないという人間が育つてきているという点については、あなたはどうか考えになりますか。

○国務大臣(西村直己君) 私は、一般にそういう反抗とかという気持でなく、これは私は防衛庁長官であり、自分が指揮しておる自衛隊員だからかばうというふうにおとりになるかもしれないが、そうでなくて、客観的に見て、やはりそれに対して、自分では、事実はこうじゃないのだ、それでは困るのだ、こういって意見を言うことを私はいいかぬのだ、そういうことはおれに言つていい、相手には言ふなというほど私は自衛隊員の自由を束縛しては、かえつて悪い結果になる。逆に、極端なことをいえば、他の手段をもつていろいろ意見にかわるべき行動をとると

か、あるいはむしろ無記名でやたらに投書を出すよりは、むしろ自分の意思を、はっきり自分の名前において意思を訴える方が、より以上将来に向かつていいのじゃないか。ただ、あなたのおっしゃる通りに、そういうことを奨励すべきだということは実は考えておられません。これはあくまでも本人の道徳水準の問題で、しかも、これが社会一般の常識から見ても道徳であれば、これは私は自分の責任において、またこれを直させるのにやぶさかでありませぬけれども、今私は、ここで議題に出されておる限度においては、そう不道徳であつて、私が叱責する具体問題というまでの限界まではきてないようには私は受けとるのでございますが。

○山本伊三郎君 僕は、長官が言われることについては、もうこの前から一つのものを想定しておるのです。これが、かりにあなたにこういうものが自分の部下の自衛官からくれば、これは一つ問題になるでしょう。あなたが国会におけるいろいろな発言についてこういう問題がくれば、これは本人の意見だから聞いてやるのだ、そういうのがらかな気持でやれますか。私は自衛隊の運営上の問題を言つてゐるのです。私はずっと見ておるのに、やはり公務員も一緒でございますが、自衛隊の場合には、自分の意見に反対するという者に対する一つの何らかの意思表示だと、こういうものが私はここに根ざしておるといふ考え方におるのです。それでなければこれは出さぬ。そういうことが現われてきつたあとということを心配して私はこの前も発言しておる。それが今の防衛庁長官は是認しておる立場、この前の官房長が言わ

れた法律解釈についてもそういう解釈をしておる。私はそれに反駁しておらない。しかし、これもあつて、やはりそういうことは個人の権利であるから、そういう投書があつたつて、それは個人の権利である、そういう解釈でいつて、将来そういう規制が自衛隊内部で行なわれていくかということを中心としておるから私は言つておる。私は個人をとらまえてどうこうしようということは一つも言つていない。そういうことになりはしないか、そういうことになつた場合にどうなるのかということをおは懸念してこの前からも発言しておる。それをまた今防衛庁長官が是認されているような立場で言われるならば、私はそれでよろしい。これは私個人にきた問題ですから、私はあまりこれで論及したくない、おとなげないから論及したくないが、そういう考え方であれば、大体防衛庁長官の自衛隊に対する考え方というものがわかります。それでよろしい。

○政府委員(小野裕君) ただいまのお尋ねのうちで、自衛官という言葉がございましたのですが、ただいま問題になつております者は、自衛官ではなくて事務官でございます。これは同じ職員でございますけれども、ただ、自衛官という、非常に感じが強く出ます。防衛庁の職員でございますが、自衛官ではございません。その点だけ訂正しておきます。

○委員長(吉江勝保君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(吉江勝保君) 速記をつけ

次に、法務省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案につきましては、すでに提案理由の説明を聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。なお、本案は、お手元に配付いたしましたように、衆議院において修正されております。

政府側出席の方は、植木法務大臣、津田司法法制調査部長、羽山司法法制課長、福井矯正局参事官、高瀬入国管理局长、天野法務総合研究所次長でございます。

御質疑のおありの方は、順次御発言願います。

○村山道雄君 ただいま議題になつております法務省設置法の内容につきまして、時間が迫つておりますので、一点だけお尋ねをいたしたいと思ひます。

今回の改正の重要な一つの点は、国際連合と日本国との協定に基づきまして、犯罪の防止及び犯罪者の処遇に関するアジア及び極東研修所を設置するということにその最も大きな改正点があるようにございますが、この協定案の内容につきましましては、先般の本案におきまして審議決定いたしました次第であります。この法案審議の前提といたしまして、このアジア及び極東研修所を設置されるに至りましたその国際連合との折衝の経過等について御説明をいたしたいと思ひます。

○政府委員(津田実君) ただいまお尋ねの、この協定を結びまして、日本国内に、犯罪の防止及び犯罪者の処遇に関するアジア及び極東研修所を設けまするにつきますので、御承知のように、国際連合は、通常の技術援助計画の一環といたしまして、つと

に犯罪の防止及び犯罪者の処遇に関する地域研修所を世界の適当な場所に設置し、その地域の研修所に対しまして研修を行なわせるという計画を持っておりまして、その一つといたしまして、アジア及び極東地域の適当な場所にその研修所を設置しようという勧告が決議されておつたのでございます。が、一九五四年の十一月にラングーンで開催されました犯罪防止及び犯罪者の処遇に関する第一回国連アジア及び極東地域セミナーにおきましてこの決議が採択されました。その後具体化して参りまして、一九五七年、すなわち昭和三十三年に東京で開催されました第二回の国連アジア及び極東地域のセミナーにおきましては、この研修所をパキスタンのラホールに設置するといふことが内定されたわけでございます。ありますが、その後パキスタンの国内事情によりまして、昭和三十四年、すなわち一九五九年に至りまして、この研修所の招請を同国が撤回することになつたわけでございます。そこで、国連当局におきましては、さらにこの地域におきまして招請国を求めておりまして、わが国にその設置を希望する旨の非公式の意思の表明がございまして、そこで、いろいろ国連側と下相談をいたしました結果、この極東地域におきまして犯罪の防止に寄与するため、この地域に研修所を置くこと、並びにその置くのに適当な場所がわが国であるということにつきまして意見が一致いたしました。わが国といたしまして、この地域の犯罪防止に関する諸種の研究をいたし、研修生の研修をいたすことは、非常にわが国にとつても有益であるという判断に立ちました

ので、昨年の五月に、これを招請する旨の閣議決定が行なわれました。その後、国連側に交渉を続けまして、昨年の十二月、ニューヨークで正式交渉に入り、本年の三月十五日に、国連代表と、日本のニューヨークにありま

○村山道雄君 予算書によりまゝ、この研修所のために約九千万円昭和三十六年度に計上されておるようであり、この予算は、この研修所を設置した日本の国が全額を負担するものであります。それとも国際連合等よりその費用の一部を負担される建前になっておりますか、その点をお伺いいたします。

○政府委員(津田実君) 本件のこの協定におきましては、日本側が提供すべきもの、それから国連側が提供すべきもの、すなわち、日本側の義務、国連側の義務を四条及び三条に規定しておるわけであります。で、ここに資料に掲げております九千五百七十三千円と申します経費は、もちろん初年度の経費でございますが、これは、この日本の予算に計上されておるものでござい

第一節 内閣委員会会議録第三十号 昭和三十六年五月二十六日【参議院】

の他の備品を出す、こういうことになつておりますが、これをおおむね換算いたしますと、約二千万円前後になると思ひます。今回この日本側が支出しております経費は二千万円程度でございまして、あのものは初年度に備費になつております。初年度につきましては、将来この条約がかりに効力がなくなりました時にございまして、日本側が当然日本側の国有財産として使用し得るわけでござい

○村山道雄君 この研修所の構成でございますが、いただきました資料によりますと、まあ要員まで入れて全部で十九人となつておりますが、これは日本人の職員だけで構成されるものであります。それとも国連の方から派遣された外国人も入るわけであり

○政府委員(津田実君) この十九名の要員は、もちろん日本側の職員でございまして、日本の国家公務員として採用されるものでござい

○村山道雄君 いろいろの国の人々が集まつてきて研修を受けることになるかと考へるのであります。その言葉などはどういふ言葉を用いられますか。

○政府委員(津田実君) これは、この協定にございまして、用語は日本語と英語とを用いるわけです。日本語は同時通訳によつて英語に直すということになつております。まあそういう意味におきまして、この地域におきまして、ことに研修にくる人は大部分英語を理解する人々と考えられますので、その程度で十分だといふふうに考へます。

○委員長(吉江勝保君) 速記とめて。〔速記中止〕
○委員長(吉江勝保君) 速記つけて。他に御発言もなければ、本案に対する質疑は、本日はこの程度にとどめ、残余の質疑は次回に譲ります。本日はこれにて散会いたします。午後五時四十八分散会

五月二十四日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。
一、住宅基本問題調査会設置法案(衆)

住宅基本問題調査会設置法案
住宅基本問題調査会設置法
(設置)
第一条 住宅問題の解決に資するため、総理府に、附屬機関として、住宅基本問題調査会(以下「調査会」といふ。)を置く。
(所掌事務)
第二条 調査会は、次の各号に掲げる事項について、調査審議する。
一 住宅の建設に関する基本的かつ総合的な政策の樹立に関する事項

二 住宅の建設に伴う宅地問題の解決に関する重要事項
三 住宅の建設に対する助成に関する重要事項
四 地代及び家賃の適正化に関する事項その他借地借家制度に関する重要事項
五 その他住宅問題の解決に関する重要事項

第三条 内閣総理大臣又は関係各大臣は、調査会から答申又は意見の申出があつたときは、これを尊重しなければならない。
(組織)
第四条 調査会は、委員二十人以内をもつて組織する。
(委員)
第五条 委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

2 前項の委員のうちには、借地又は借家の貸主を代表する者及び借地又は借家の借主を代表する者を含まなければならない。
3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
4 委員は、再任されることができ

5 委員は、非常勤とする。
(会長)
第六条 調査会に、会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。
3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
(専門調査員)
第七条 調査会に、専門の事項を調査させるため、専門調査員を置く。

2 専門調査員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。
3 専門調査員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
4 専門調査員は、非常勤とする。
(幹事)
第八条 調査会に、幹事を置く。

2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。
3 幹事は、調査会の所掌事務について、委員を補佐する。
4 幹事は、非常勤とする。
(資料の提出等の要求)
第九条 調査会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関若しくは地方公共団体又は関係団体に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
(庶務)
第十条 調査会の庶務は、建設省住宅局において処理する。
(委任規定)
第十一条 この法律に定めるもののほか、調査会に関し必要な事項は、政令で定める。

二

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(建設省設置法の一部改正)

2 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第二十二條の次に次の一條を加える。

第二十三條 建設大臣は、住宅基本問題調査会設置法(昭和三十

六年法律第 号)第二條第一

項の規定に基づき住宅基本問題調査会が調査審議することを適

当とする事項については、同調査会が置かれてゐる間は、住宅

対策審議会に諮問しないものとする。

(総理府設置法の一部改正)

3 総理府設置法(昭和二十四年法律第百二十七号)の一部を次のように改正する。

第十五條第一項の表中公営競技調査会の項の次に次のように加える。

住宅基本問題調査会

住宅基本問題調査会設置法(昭和三十
六年法律第 号)の規定により
その権限に属せし
められた事項を行
なうこと。

内閣委員会会議録第二十七号中正誤

ページ 行 誤 正

一三 終り七 あとの あの

三二 三 アイテム アイデア

三三 一六 改編 来援

三三 終り七 極地的 局地的

四三 八 出勤時 出勤時

三四 終り二 実現は 実現の時期